

(上組名主)田中利兵衛、(上組年寄)八田善四郎、桑田彌兵衛、橋本伊左衛門。(上中組名主)高濱太右衛門。(中組年寄)山下定次郎、高濱佐治右衛門、高濱定右衛門、小島勢三郎。(下組年寄)船井平右衛門。(上組年寄兼貿易頭取)鳥居山兵衛、中西卯助、永濱武右衛門。(中組年寄兼貿易頭取)川越七郎右衛門、吉田七郎右衛門、船井長兵衛。(下組年寄兼貿易頭取)船井長四郎、木村與兵衛。(兵庫相生町貿易頭取)菅久次郎。(神戸城下町貿易頭取)近藤長兵衛。

而して大阪に於ては芝川又右衛門、山口傳兵衛、山本庄右衛門、榎本六之助、小泉清兵衛、小西喜兵衛、小西平兵衛、小西作兵衛、稻田佐嘉七、山口猶三郎、末野與兵衛、饗庭八次郎等會所員たり。明治四年十一月神田孝平縣令として赴任、其翌五年二月十日に至り、町會所改正の趣を以て、貿易頭取行事を廢止し、神戸總會所門前へ黑板を懸け、白書を以て左の文を告示せり。

今般町會所改正には、從前貿易商社頭取已下令廢止と雖も、由來商賈は有無流通を以て業とす、況んや貿易をや、依之今日各有益を起すべき時には、更に申合せ區畫を設け、商業融通の途を開かんとならば、誰彼となく開濟候等に付、有志之者可申出もの也。

但會社申出候節は、約定草案差出、開屆候上は保護致し可申事。

此改正に依り、町會所へ縣官の出張を廢止し、爾來名主、年寄各一名及び書記十數名出勤して事務を取れり、而して其心得書なるものは左の如くなりし。

- 一五厘金之義は道路、橋梁、巡警組、病院、洋學校始め、都て土地人民の爲めに費し、官の費用に一切不相用二等に候條、掛り一同其心得を以て、取扱等閑に不相成二様可ニ心掛事。
- 但是迄五厘金の内、引取貳厘金別廉に立、此中にて月給引去殘金商社積金の主法相成居候得共、自今右區別不相立二月給其外の諸費共、總て五厘金にて仕拂可申事
- 一名主年寄の勤方の義は、諸商業願濟の分鑑札相渡し、及び五厘金支拂向を始め、町會所一切の取締其他道路橋梁見廻り専務と心得べき事。
- 但自今五厘金日帳並諸買上物へ、逸々見認印致し、及月限仕上書與印可致事。
- 一諸費用度掛の義は、月給並町會所、宇治川、生田屠牛所等の諸買上物、夫々記帳の上、名主、年寄見認印取、請仕拂、月限仕上書へも、與印取、掛官員へ可差出事。
- 但常用品の外、臨時買上物は、其時々掛官へ申立可取計事。
- 一書記の義は、諸鑑札諸仕上書類、並日々米相庭、是迄の通掛札相認、市中へ可差出事。
- 一五厘金取立、並輸出入品日帳掛の義は、銘々受持、別而入念可取扱事。
- 一目利人の義は、是迄之通、運上所指揮に従ふべし。
- 一屠牛所見廻の事は、小野新田外一箇所とも、無怠見廻り、若し病牛、死牛屠候者及承候は、篤と事實を糺し、相違なきに於ては、即刻會所へ届出指揮可受事。

附近より密々右肉を持越し賣捌候者儘有之哉に相聞候間、探索方可ニ心掛、若し見當候は、即刻取調前同様可ニ申出ニ事。

一 荷改掛は、一ヶ所二人宛詰切すると雖も、當直を定め置、夜中は別て入念取締致すべき事。

一 小使二人町會所定詰すると雖も、是以て前同様當直を定め、不取締無之様可ニ心得事。

右之通固可ニ相守事。

壬申二月

此時海關稅の事は、大藏省租稅寮の取扱となりたれば、明治五年六月以後、目利人は稅關直接の雇となる。斯の如く貿易取締手續の組織を變更したれば、既に貿易商人の積立て置たる五厘金の内、貳厘丈にて町會所の經費を支辨し、又町會所新築費をも消却して敢て不足あるに非ざるが故に、貿易頭取行事を廢止せし上は、町會所建物は之を商人へ引渡し、積立金中の參厘も商人へ下附することを至當なるべかりしも、終に此事なし。故に此處分は、商人の側より見れば甚だ不當の感ありしと雖も、敢て表立て苦情を訴ふる者なく、依然五厘金の徵收に應じ居たり。然るに既に鐵道の便も開け、運輸の方法大に發達したれば、大阪商人は一種の課稅に類する此五厘金を免かれんが爲めに、外人自からをして引取品を大阪まで運搬せしめ、神戸港に於ての取引を廢して、貿易買賣權を大阪に奪はんと企てたり。此の事たるや實に神戸港に取ては由々敷大事にして、單に神戸港の公費補助たる五厘金を失ふに

止まらず、貿易は外國商人と大阪商人との間に勝手に行はれ、神戸の土地の有する貿易權は、忽ち破壞し去られんとせり。此に於て關戸由義は深く神戸の爲めに之を憂ひ、縣令に對して事情を陳じ、一方には大阪商人に交渉して百方協議する所あり、大阪商人は幸にして關戸の勸説を容れ、引取買込にも再び神戸に於て行はれたり。蓋し大阪商人の此企圖は、事情を察すれば決して無理ならざりしなり、何となれば大阪商人は只五厘金を納むるのみにして、其取締は一に兵庫縣廳の監督を受けて神戸町會所に屬し、徵收支出に向て毫も容察する能はず、全く各商人の協議に成りたる性質を變じ、五厘金は純然課稅の性質となりたれば也。關戸即ち商人と縣廳の間に立ち、更に京都の貿易商人をも加入せしめ、一致團結して貿易會社を起し、五厘金其他貿易上の取締を擧げて此會社に委任せしむる事となさんと欲し、縣廳に於ても其議を許るし、三井組、小野組を以て會社を長に任じ、橋本藤右衛門、長井金三郎、武田九右衛門を以て副社長と爲し、三井組は青木善兵衛之を代表し、小野組は幾田重兵衛之を代表せり。此に至て前日の改正に際し任命されたる町會所役員の差免あり、一切の書類は貿易會社に引繼がる、而して收入五厘金は此年四月三十日迄の分を町會所に收め、町會所は専ら諸營業鑑札の渡方、及び營業賦金徵收所と一變し、神戸中組總會所へ移轉したれば、町會所たりし建物は貿易會社となる。縣廳に於ては、貿易會社を貿易商會と稱すべきの命を下せしと雖も、一般人は明治十二年に至るまで、貿易會社又は貿易商會と稱せず、依然舊名を以て町會所とのみ呼びたりき。

貿易會社の成立するや、社長副社長の連印を以て、縣廳に請ふて曰く、

以書付奉候、五厘金と唱へ、當港輸出入物品の代價より歩合積立金の義は、是まで御廳に於て御世話被下置候處、今般更に私共社中へ御委任相成り、就ては前條積立金の義、當五月より來る十二月迄試中、毎月金貳千五百圓當社中にて取置、御差圖次第出金仕度、此段奉候上候以上。

抑も此伺の趣意は、會社に於て損益を負擔し、毎月貳千五百圓を定額として縣廳に納め、徵收其額に達せざれば會社の損失となし、其額以上の徵收は幾何の巨額にても、會社に收めて利益せんと欲せしものにして、伺書の字句の何となく曖昧なるに似たるは、頗る意匠を凝したるものなりしを見るなり、縣令神田孝平之を聽許す。

明治六年五月に至り、五厘金を改めて四厘金と爲せり、同月同社の規則を編成し、貿易商一般の遵守すべき條々を左の如く定めたり。

一 貿易商中一同の取締向は、社中の取締を請可申事。

一 從來賣込引取とも五厘金の處、後策を計り、以來四厘金に相定候間、無相違積立可申事。

蓋し貿易已に盛んにして、積立五厘ならざるも、徵收の額は甚だ多く、而して縣廳へは定額納めどなりたれば、貿易會社の利益のみを目的となさんよりは、積立金額を減少して、徵收を免かれんと企る者を絶たんと欲せしなり。然るに此年縣廳に於ては、市街へ瓦斯燈建設の議を起し、貿易會社に四千

圓の寄附を命じ、會社は之が爲めに、明治七年一月より四厘の徵收を五厘に復し、此四千圓寄附金の補充を謀り、六月に至て全く償ふを得たり。而して瓦斯燈は燈臺を購入建設したるに拘はらず、事情ありて點火するに至らずして止みたれば、會社の寄附は何の甲斐なくして終りたり。此頃に至ては、貿易會社同盟外の商人既に少なからず、陰然此五厘金の納附に不平を訴ふる者あり、又三井、小野兩組の如きは、同年九月社長を辭して且つ同盟を脱せり。明治八年一月より十二月迄、縣廳納めの定額金貳千五百圓を、貳千圓に減せんことを出願して許さる。同九年一月二十五日に至り、歩合積立金額の内六分五厘を上納し、残り三分五厘を以て會社の營繕、並に負債償却の費に充てんことを請ふて許さる。然れども明治八年中は徵收減少の口實を以て、定額上納を貳千圓に減じられたれば、同年中負債を償却したる上、積立金額は之を社中積立の多寡に應じて分配せり。同九年一月より同十一年十二月迄は、前記徵收金額の内五分五厘上納と爲りたれば、社中の積立漸く餘裕を見るに至り、年々五毛宛の利益配當を社中の貿易商人中に分ちたれば、社外商人は大に苦情を唱へて曰く、抑も歩合金徵收の事は、敢て個人又は一會社の利益を謀るべき來歴理由を有する者にあらず、貿易商人全體の積立金額に拘はらず、社中社外の區別ありて、社外に在るものは唯積立の義務のみに服し、社中に在るものは其利益の分配に與る、即ち貿易會社は利益壟斷の獨占會社なり、我々社外商人は、此獨占會社に服従せざるべからざるの理由あるかど。當時世態は自主自由と稱し、頗る人權を主張する氣風となり居

たれば、此議に同情を表する者漸く多く、且つ此頃に至ては貿易商と稱する者甚だ多く、其中不良の行爲を以て荷主を欺き、其弊等閑に附し去る能はざるの現象を發起したれば、當時の縣令森岡昌純は、取締を委任され居る會社に向て、若りに取締法の改革を迫りたれば、十一年十二月十四日を以て、貿易商人よりは左の願書を提出せり、

神戸貿易商人共拜伏謹奉_二上願_一候、本港開場以來、明治元年初而外商と取引候者共申合せ、會社の姿を爲し、社中規則を設け、貿易に關する一切の取締を爲し、一同の資力を以て一大會社を建設し、右會所に社長等諸取扱人を置、凡て外國と取引候物品個數代價等無漏記録して脱漏の弊なからしめ、又外國と内國荷主に對し不良の取扱無之の様監督を爲し、且又貿易筋に付混雜を生候節は、此會所へ集合し、衆議を以て之を調停する事に有之、右故當港に於ては、社中の外、貿易を取扱候事不_二相成_一仕來に有之、右規則爾來屢改正増減有之候得共、當初の主義を貫徹候義にて、是迄最初より其度々縣廳の御認可を奉承し、縣廳の厚き御保護を以て繼續仕、世運開明に隨ひ、貿易筋日に繁昌仕、難有仕合奉_レ存候、然るに當港輻湊盛に付、又悪奸不良の徒出沒致し、貿易商中内外荷主を欺騙し、或は脱稅候者往々相生じ、之が爲め私共は外人の信用を失ひ、當港の面目に關する重大の義と一同深く憂慮仕候、伏て懇願仕候に、如此奸惡の所爲私共貿易商人中に出來候義は、偏に薄身失資の者加入候上に可_レ有之候と、社長始め私共一同屢會同し、衆議を盡し候上、各其商業の種類を分

て組合を立て、組中數名の取締を選定し、及び貿易商は資力に應じ三等として、各身元金を會所に積み、而して取締を嚴にし、業體を眞實堅く候様相定め申候、併し社長始め私共如何様苦慮仕り、何様の規則相設候共、縣廳の御保護を不_レ奉蒙候ては、悪奸の所爲を拒絶候義は、私共に於て所詮力の及ぶ所に無之候間、何卒私共微意御採納被_レ下、何卒向後は悪奸攘入不_レ致、凡て貿易商開業を出席候者は、當會所へ身元金を出し、社長の臬印を要し、若し社長の認印無之者は、一切御許可不_二相成_一、且此旨港内へ御達し相成度奉_二懇願_一候。

願意御認可相成べき上は、私共一同社長と協心合力、此際從來の規則を改正致し、一々奉_レ伺候上、組合取締時々會所に會合し、凡商業に關する利害勸商の舉動等商議仕、以て一同眞實誠意商業を相勵み、内外荷主に信用を堅くし、貿易繁昌候様他迄盡力可_レ仕一同の志願に御座候、尤も取引歩合代金は、當港(雜居地)内緊要の費途(警察道路橋梁等)に相宛候義に候間、貿易商人に於て永久會所へ積立候は勿論の事に有之候、乍併公費社費の歩合に就ては、向後御改定相願度次第に有之委細社長迄一同志願申述置候間社長より上願可_レ仕候、此度當港貿易商人共、拜伏謹而連署奉_二上願_一候一同の衷情御採用被_二成下_一至急御裁可奉_レ仰候以上。

明治十一年十二月十四日

本願書には、石炭商總代取締岡田又兵衛、漆器銅器類商總代取締篠原幸四郎外一名、雜貨小間物商總

代取締中根佐平、茶商組の外同商總代取締村尾祐三郎外二名の連署を以てし、神戸港貿易會社副社長よりは、別書を以て五厘金歩合の改正を請願せり。當時の副社長は鳥居由兵衛、八田長兵衛、武田九右衛門、橋本藤左衛門なり、而して其五厘金公私費の歩合は、左の如く改正せんことを望みたり。

一金七百萬圓
是は、貿易商人より届出候處の、賣込、引取品之代價、明治九年より同十一年迄、三ヶ年平均左積。
此歩合金參萬五千圓

内
金貳萬壹千圓
步合金高の六歩

是は、當港雜居地内緊要之費途(警察、道路、橋梁等)に可充用納金分。
金壹萬四千圓
步合金高の四歩

是は、貿易商人貿易の多少に應じ、分配並社費等可仕支拂分。

以上の願文中「社長認印云々」の條を除き、明治十二年二月十五日を以て認可を得、此に於て貿易商人身元金等に關する協議會を開きたれども、異説紛々決定に至らず。同年五月に至りて漸く規定を定む。然るに是より先き郡區經濟の改正ありて、道路費等地方稅施行に移りたるものあれば、五厘金公費上納の額も亦幾分減少さるべき道理なりとの議論あり、且つ是迄縣廳に於て、上納金を如何に費消せし

やと知らんと欲する者ありて、支拂費目の下附を請ひたるに、縣廳より左の計算書を下附されたり。

自明治十一年七月至十二年六月

一金參萬參千四百七拾六圓五拾參錢九厘

元 金

内 譯

金五千五百五拾七圓八拾貳錢六厘

十一年六月より越高

金貳萬七千八百八拾八圓七拾壹錢九厘

步 合 金

金六百九拾九圓九拾九錢七厘

邸 舍 宿 稅

金參拾圓

外 國 人 借 地 料

一金參萬參千〇四拾九圓九錢九厘

仕 拂 高

内 譯

金四千圓

病 院 費

金壹萬八千八百五圓拾貳錢壹厘

警 察 費

金千八百貳拾九圓八拾四錢六厘

土 木 營 繕 費

内金參百參拾五圓七拾五錢

邸 舍 營 繕 費

金拾貳圓五拾四錢六厘

時 號 砲 入 費

金五拾壹圓九拾七錢壹厘

邸舎地租區入費

金拾八圓參拾七錢貳厘

辨天濱點燈費

金貳百五拾五圓貳拾四錢參厘

廢業商歩合金免除下附

金八千〇七拾六圓

起業公債證買入代

右元金支出差引金四百貳拾七圓四拾四錢

斯くて同年十一月十四日に至り、神戸貿易商總代取締岡田又兵衛外十六人の名を以て、左の願書を提出したり。

本港貿易商人の積立る歩合金の義、地方税及び協議費等御施行相成候と雖も、尙永遠維持仕度、一同の素志を以て本年八月上旬頭取手元へ書面差出し、頭取より上願有之候、就ては御廳へ積立候歩合金御支拂費目計算書御下示被_レ成下_一同拜承仕、集會を遂げ討議仕候に付、頭取に於て辨明の趣も有_レ之候得共、何分歩合金の有無に由て大に本港の貿易商人の盛衰に關係候間、曩に地方税等御施行以後、歩合金積立の義に付頭取へ委任致候處も有_レ之、且未だ後來歩合維持の方法一同の願意貫徹不仕候間、尙再三集會仕候處、本年六月以後は格別、七月以後は地方税協議費等御施行の義に付、猶殘餘に相成、勞業議の決定を以て、更に歩合維持の方法、貯蓄豫備金等委細頭取へ申込置候間、於_二頭取_一上願可仕の趣、御採納被_レ成下_一、特別の御保護奉_レ仰願_一候也。

而して此時會社頭取は武田九右衛門にして、副頭取は鳥井由兵衛なりし。二人は十一月十七日を以て、前書に添書して上願せり。縣廳に於ては、其添書上願中、不明の點ありとて會社へ照會し來りたれば、更に十二月二十二日貿易商總代取締村尾祐三郎外八人、及び會社頭取武田、副頭取鳥井等は、左の上願書を提出す。

御廳に積立貿易歩合金の義、客月十七日附を以て上願候處、本年七月以後一ヶ年金壹萬八千圓定額の願意不判然之趣を以て、明瞭に可_レ願出_一被_レ仰付_一同拜誦仕候、右趣意の義は先般地方税御施行の後、貿易歩合は何等の費途に御支出可_レ相成_一哉、費目御計算御下示奉_レ願候に付、昨十二年七月より本年六月迄御計算費目御下示相成、其際以後病院費は、悉皆支出不_レ相成_一趣、右計算書は地方税等施行以前の義に付、本年七月以後は、警察費も減少可_レ相成_一、依而貿易商人の申立には、横濱港之歩合金は、參厘の内壹厘を土地人民之爲めに費し候而耳、因て横濱同一に改正之義を主張候へ共、本港に於ては壹厘の年計凡金八千圓の豫算、如此の上願難_レ相成_一故に、曩に御下示の御精算書に基き、一ヶ年金壹萬八千圓の定額を以て御廳へ積立、其支拂の殘餘は御廳之御保護奉_レ仰、右定額及會所費の殘餘は、之を貯蓄として國立銀行に預け置、臨時不可_レ缺の出費、或は年の景況に依り、歩合揚り高減少等の事故有_レ之候節は補助に充て可_レ申之趣意に有_レ之候間、何卒出格の御詮議を以て、本年七月以降一ヶ年金壹萬八千圓の定額を以て、月割積立、御廳へ積立候義御許容被_レ成下_一度、

此段更に奉_レ懇願_一候也。

七七六

本願意は明治十二年六月に至り「難_レ開屆十二年七月以降は五歩上納」と指令されたれば、同七月以降の現納額及び十三年一月以來假納等、並に上り高を精算して歩合納規則を改正す、而して其改正規則は左の如くなり。

歩合金は、是迄の通賣込、引取とも代價千分の五(百圓に付五拾錢)たるべし、

但収入金額區分左の通り、

一縣廳納五分、會所諸費二分、仲間分配二分、豫備金一分。

一仲間分配の方法は(一等)身元金貳百圓積立の者壹厘(壹厘は五厘金十分の二)、(二等)同百五拾圓積立の者七毛五朱、(三等)同百圓積立の者五毛。

此割合を以て明治十二年二月より、同年十二月迄は實行せしも、其後尙ほ改正する所ありて(一等)壹厘五毛、(二等)壹厘壹毛貳朱、(三等)七毛五糸と爲し、格別の苦情を生ずる事なくして過ぎ來りたるに、此に大阪川口の貿易商人は、從來五厘金を大阪商法會議所の費用に充用し來りたるに、府廳に於ては、此五厘金徴收を會議所に委託せしより、苦情止む時なきに至りしにぞ、府廳は明治十四年一月を以て、斷然五厘金廢止せしめたり、此に於て大阪商業會議所々々長五代友厚は、會議所の精算を爲さん爲めに、本阪商人の積立金分配を兵庫縣廳へ談判し來れり、兵庫縣廳に於て之を拒絶するや、更

に書面を以て分配を受ける至當の理由ある旨を主張し來れり、是より照會を重ねて結局する所なし。然るに此頃より銀紙の價位大に差違を生じ、洋銀買盛んに起り、神戸貿易商と神戸兩替商とは、一の株式取引所設立を發起し、縣廳に於ては、貿易會社の社員は盡く此取引所に加入すべき旨を説諭し、孰れも加入する事となり、十六年八月取引所創立の事を決し、愈々株式分配の場合に臨みたるに、會社頭取武田九右衛門が、會社員に對する株式分配方は、甚だ專斷に涉るの所爲ありとの批難大阪商人中より起り、神戸貿易商人と大阪貿易商人との間は、全然不和の地位に立てり、已にして明治十七年一月二十六日に至り、縣廳への五歩上納を三歩上納に改めんことを出願したれども、縣廳之を許可せず。斯かる始末にて始終苦情の絶ゆることなき有様なりしが、是より先き明治十五年十一月二十九日副頭取島居由兵衛死亡の後、頭取武田九右衛門獨り事局に當りたるより、專斷の處置多しとの批難頗る懸すしきに至る、明治十七年二月に至り鈴木岩次郎副頭取として就任するや、五月三日を以て集會協議を開き、前記三歩上納の不認許に就て議する所あり、同月五日を以て本年七月以後は、一年壹萬圓を上納せんと願書を出し、六月に至て尙ほ同盟規約、並に歩合金申合規則改正の集會を開きたるに議論紛出して五厘金廢止を論ずる者多く、遂に壹萬圓上納の願書をも撤回せり。此當時武田頭取と同盟員の間大紛議を生じ、鈴木副頭取は屢々諸帳簿の引渡を迫ると雖も、當時武田は疾病に罹り、加之、明治十二年以來福祿壽社を代表し、會社取締として出勤し居たる小西作兵衛の、明治十五年十二月を

七七七

以て辭職せし儘缺員となり居たれば十七年十二月に至り、其補缺として大阪派の城山靜一就任し、論議愈々紛糾して、武田攻撃甚だ激なり。斯くて明治十八年四月に至り屢々協議の上四月を以て會社の解散を決し、左の報告を公にせり。

貿易會所事務顛末の考課狀

當貿易會所は、明治元年神戸港開市の際、政府其筋の勸諭に依り、京阪神間貿易商一般の協議を以て設立する所にして、始め町會所と稱し、又貿易會社と云ひ、後ち改めて貿易會所と稱し、賣込引取の物品に割合、元價十分の五即ち五厘金を積立、之を以て公費を補助するを旨意とし、悉皆是を其筋の官衙に納附し來りたるが、明治十二年五月に至り、始めて現今の貿易會所と改稱し、貿易商申合規則を定め、歩合金即ち五厘金收入額の内、六歩(即ち參厘)は之を縣廳に納め、四歩(即ち貳厘)は會所費並貿易商一般の配當に充つ可き事と爲したり。斯て又明治十四年一月に於て規約を改正し、歩合金支出の區分を定む。其法は縣廳納の五分(即ち貳厘五毛)、會所費二分(即ち壹厘)、貿易商即ち同盟者分配二分(即ち壹厘)、豫備積立一分(即ち五毛)とし、其豫備金を合して之を仲間の配當となし、即ち壹厘五毛の割となせり。然るに爾後時勢の變遷に隨ひ、商況進歩に因り、貿易商の數、日に月に増加し、從て營業上得る所の利益も稍々減少し來り、勢ひ競争の姿となり、終に又外商と直取引を爲す者も漸く増殖し、此有様にては、當時の配當にては到底克く其積立に堪ゆること能はざるより、明治

十六年十二月を以て取締人の集會を開き、從前の歩合を改め、更に縣廳へ三分(即ち壹厘五毛)を納附し、二分(即ち壹厘)を一同の配當に充んことを議決し、遂に明治十七年一月二十六日を以て、此旨を縣廳に出願したりしに、同年四月二十日に至りて何分の詮議に難し及旨の指令を得たり、茲に於て貿易商人中、多額の積立を爲す人々は其望みを失ひ、頻りに數次の集會を催し、尙再三再四右の趣を具申し、飽迄も願意を貫徹せんことを企圖し、五月三日を以て各組合總代取締人、及び多額の積立をなす人々の集會を開きたるに、渾て從前の歩合法を改め、更に一ヶ年金壹萬圓を縣廳に納め、餘は盡く配當並に會所費となさん事に議定し、遂に又同月五日を以て願書を裁して之を縣廳に差出したり。然るに縣廳に於ては屢々正副頭取を招き、親しく前の指令の趣を説諭せられ、何分にも願意の次第は難く開届旨を以てせられたり。是より前々頭取武田九右衛門は、病氣の故を以て出勤せず、依て取締人は屢々集會して、其書類金員等凡て頭取の預り置きたる會所々々の物件は、其病氣中之を副頭取へ引繼んことを要求したりしに、頭取は之を肯んせず、終に病氣全快の後にあらざれば、引繼ぎを爲す可らずと迄揚言したり。是に於て五月二十八日取締會議を開き、右引繼の事件、並に本年七月以後事務改革、規約書改正委員六名を選挙し、以て當會所々々の物件を調査し、改正規約の原案を起草する等の事を委任する事に決し、乃ち其委員を選挙せしに鈴木岩次郎、服部裝、小泉善助、小島長四郎、井上保藏、城山靜一の諸氏は選に當れり。六月二日取締集會を開き、引繼所有物件

調査の事を評議し、引継ぎ又六月四日集會を開きたるに、頭取は金山某なる者を以て、會所に向て謂はしめて曰く、金員書類等の引渡しは、是非とも病氣全快の後に非ざれば不可なり、且つ療養の都合により、當分の内會所に關係する人々へは、一切面談を謝絶する旨を以てせり。茲を以て取締の多數は大に之を怪み、抑も頭取事故ある時は、副頭取之れに代る事は理に於て當然なりとす、然るに病氣の故を以て、所有の物件を引継がざるは果して何の心ぞや、若し頭取にして不幸病没する如き事あらば之を奈何せんや、病氣ならば猶その引継を急にす可き事なり、況んや會所組織の改革は、來る七月一日よりすとの決議なれば、改正の立案規約の起草等の爲にも、最早已に餘日なきに於ておやと。又京阪地方の貿易商中に於ては以謂らく、會所にして所有の物件すら未だ明白ならず、諸勘定すら猶未だ詳かならざるが如き場合に向て、一日たりとも金錢を委託する事能はずとなし、皆争て直取引をなし、紛議百出勢ひ殆ど收拾すべからざるに至りたり。是に於て乎已を得ず頭取を解任するの議起りたるに、或は云ふ、頭取の任期は已に本年一月に於て満ちたるに、未だ其改選の報告をも得ざる事なれば、寧ろ此趣を以て頭取を解任するの穩當なるに如かざる可しと。依て取締一同の議決を以て、之を解任し、其手續を公にするに至りたり。是より改正委員は、連夜集會して改正規約原案の起草、並に物件調査の事に勉めたり。六月十四日に至て頭取は漸く書類金員等の引渡しをなしたり、然れども私用の金員、及び私に貸與したる證書等も尠からざれば、其處分を辨了す

るが爲に、殊に六月十七日を以て取締集會を開き、取締一同の衆議に依て、事實恕すべき分は之を投與し、其餘は盡く之を取立つ可き事に決したり。且規約改正の原案も、既に整頓したるにより、六月十八日を以て貿易商一般の總集會を開設し、貿易會所同盟及歩合金收出申合規約の草案を審議し、尙此會に引継ぎ、同月二十二日に於て再び總會を開き、盡く前きの規約及申合規則を議定し、不日之を縣廳に差出して其認可を請ふ事に決す。六月二十三日各組總代の名を以て、曩に五月五日附を以て差出したる願書の却下を願ひ出たり、是れ其願書に壹萬圓云々とあるは、新規約の大體に抵觸するを以てなり。六月二十八日組合總代取締人の選舉會を開き、續て事務取締を選擧したるに、乃ち現在の役員及び取締人其選に當れり。又同日を以て貿易商一般の名を以て、規約書認可の願書を縣廳に捧呈せり、然るに七月九日に至り、何等の指令もなくして、規則書並に願書共區役所を経て却下せられたり。是に於て七月十七日取締集會を開き、前の願書却下の事を議せしに、猶再應出願して何分の指令を請ふ事に議決す。八月五日及び九月二日取締集會を開き、更に規約第四十一條其他數ヶ條を改正し、一般の捺印を取り、九月二十六日に於て、會て取締會議の議決に従ひ、更に復た願書を裁して之を縣廳に差出したるに、十月四日を以て書面之趣難三問屆旨の指令を得たり。依て同月十三日取締集會を開き、會所將來の方向如何を討議せしに、縣廳に於て願意許容せられざるも、洋糸商組、石油商組の如き、最も多額の積立をなすものにして、此會所に同盟したる所以の

者は、全く改正規約の旨意（貳厘五毛商人配當、壹厘貳毛五系縣廳納め、殘壹厘貳毛五系を次會費とす等の事を云ふ）に同意するを以てなり、然るに今縣廳に於て之を認許せられずと云ふも雖も、決して此規約に定めたる如く、四分の一より外は納付す可らず、但し各組を通じて貳厘五毛の割合を以て配當を得らるべき方法ある時は此限りにあらずと云ふに可決す。十二月二十四日取締集會を開き、明治十七年下半年計算並に配當の件、及び同年中取扱ひたる事務の概略を報告し、又會所將來維持の方法を議せしに、斯く迄屢々縣廳に具狀して、飽迄も願意の徹底せんことを企望し、又其手續を盡さざるに非らざるも、到底縣廳に於て認許せられざる見込に付、最早此上は已むを得ず一旦會所の同盟を解き、更に後圖を謀るより他に方法なかるべし、就ては明治十八年一月を期して解散の手續をなす可し、また解散の後は、更に同業の組合を立て、以て一般の公益を圖るべしといふに決せり。然るに此手續を爲すに今日迄遷延したる所以のものは、本年一月中より或る人々の周旋に依り、略ぼ縣廳に於ても、曾ての願意を許容せらるゝ模様あるを以て、數次取締會議を開き、是が爲め幾多の時日を費したることなり。然るに今日に至ては時機已に後れ、商況も大に變轉し、且つ直取引の習慣も漸く多く、到底此姿にては、會所前途の方向も覺束なく、已を得ずして茲に解散の手續を議するに至れり、各位請ふ之を諒せられんことを。

而して昨十七年七月一日（即ち改正規約實行の日）より本年本月二日（即ち明治十八年四月一日）に至

る諸經費勘定書は、別紙決算に於て詳かなり。

以上貿易會所創業以來の模様を記し、併せて昨年以來本年本月に至る事務頭末を述べて、貿易商各位の爲に報告すること如此候也。

明治十八年四月三日

貿易會所

- 副頭取 鈴木岩次郎
- 常勤取締 武井源三郎
- 同 小島長四郎

右の如く最早收拾すべからざるの場合となりたれば、同月十四日縣廳に、五厘金徴收廢止の願書を提出す、其書は即ち左の如し。

貿易會所五厘金積立金度之儀に付御願

當貿易會所之義は、神戸港開市以來阪神間の貿易商人等協議の上、五厘金と稱し賣込取引の物價千分の五を積立、其半額を以て公費萬一の御補助として縣廳へ上納仕、殘半額を以て會所費並に商人割戻しと爲し、慣行の久しき今日にして既に十七年の餘に相成候處、近來通商の道大に開けたるに隨ひ、貿易を以て營業となす者日々に増加し、其賣込取引取問屋と稱する者の如き、始めは僅々數十

名に過ぎざりしも、今や殆ど百を以て數ふるの多きに至り候より、稍、專賣の有様なりしも、今や平等の實際に趣き、營業上勢ひ競争の姿に傾き、是が爲め貿易上の利益は、日を追て減少致し來り、加ふるに此兩三年以來、商況次第に萎靡冷淡の不人氣に陥り、商人等は成な損得を厘毛の間に相争ふの故を以て、大に従前の積立に苦み、爲に一昨十六年以來、屢、貿易者の内重立たる者共の集會を開き、終に協議の上昨十七年一月以後、右五厘金上納歩合減額之儀に付、數回上願仕候處、年度豫算の御都合を以て、願意御聞届難相成旨之御指令を蒙り、寔に不_レ得_レ止次第に有_レ之候得共、實際今日商人等が、其五厘金の積立に堪へ得可からざるの困難に陥りたるの事實を略陳仕候はんは、前段にも具申仕候如く、近來營業上大に競争の勢ひに傾き候より、各地方の商人並に小店卸賣商等（即ち五厘金積立の規則に同盟せざるものを云ふ）に於ては、皆外商と直接の賣買を爲すの便利を來し、争て其所謂直引直取引（問屋の手を経ずして、自ら外商と直接の賣買を爲す者をいふ）を爲すに立至り候、是れ其問屋の手を経る時は、間接に其五厘金の幾分を負擔せざるを得ざるの故を以てなり。然るに同盟者たる貿易商人（即ち目下五厘金を積立る規則に同盟するものをいふ）等に於ては、是等の事情にも拘はらず、規約上其積立を爲さざる可からざるの義務を有する義に付、自然其賣買する所の物品の價値に高低を生じ、是が爲め他の直引を爲すの商人等に對しては、取引上の競争に敵すること能はず、毎に賣買の苦境に沈み候より外ならず。加之、從來取引先たる小賣卸商等が、其五

厘金の負擔を厭ふが故に、其取引を謝絶する者陸續相踵ぎ、爲めに年來の花主を失ふに至り、營業上誠に困難に堪へざる次第に有_レ之候、是を以て多額の金員を積立候者等に於ては、勢ひ止むを得ず或は同盟を退かんとし、或は店舗の名目を改稱する等、種々の手段を設け、先を争て皆直接の取引を爲すの場合に立至り候、元來右五厘金積立の旨意たるや、一は以て互市場の體面を保護し、一は當港の如き開港以來日猶淺く、凡百の事業未だ全く準備と謂ふに至らざる場合に於ては、其筋に於ても從て多額の公費を要せらる可き義に付、責めては是を以て御費途の萬分の一を補はんとする、微衷より出たるものに有_レ之候、然るに世態の變遷、商況の冷淡なるより、知らず識らず其原を忘れ、右に具申仕候が如く直引を爲す者續々相踵で出づるの慘狀を呈するに立至り候、此有様に於ては、到底前途の目的難_レ相立_レ將來會所維持の方法も無_レ覺束_レ義に付取締人共に於ても大に之を憂慮仕、百方周旋、微力を其維持繼續の事に盡し候得共、何分にも行届兼候に付、去る四月三日を以て貿易商五厘金積立同盟者の總會を相開き、是等要件を審議仕候處、別紙之通議定仕候、尤も第二項以下の義は、追て詳細取調の上御認可願可_レ仕心得に御座候得共、第一項五厘金全廢の義は、就中重要の條件に付、不_レ取敢_レ此一項的御認可被_レ下置_レ度、貿易商人等總代取締連署之上此段謹て奉_レ願_レ候也。

明治十八年四月十三日

兵庫縣令森岡昌純殿代理

兵庫縣大書記官篠崎五郎殿

此出願は、翌明治十九年一月七日を以て認可され、同月二十三日更に貿易商人一同の會議を開き、山本龜太郎を座長に推し、會所の財産處分を議し、地所建物悉皆を縣廳に寄附するに決し、開港以來貿易取締の唯一機關たりし同會所は、此に其終りを告げぬ。已にして明治二十年一月七日神戸貿易商の新年宴會を兼ねて、有志者は諏訪山常盤樓に集會し、六十八名の貿易商は、組合創立の協議を遂げ、同年四月に至て其組織を成就したりき。

○第二節、神戸病院沿革。 明治二年三月八日八部郡宇治野村に、神戸病院の新築落成を告ぐ。四月二十日開院式を擧げ、米國醫師ウエトルを雇ふて治療を司らしめ、森龍玄を取締總括に命ず。此歳雇醫師ウエトル病に罹り、同國人ハルリスなる者をして代り勤めしむ。因てウエトルを解雇せんとせしむ。ウエトル肯はず、幾回の談判を経たる後、俸給六千二百五十弗の中、其半額三千一百二十五弗を渡す。ウエトル尙ほ之に不足を唱へて決せず、又ハルリスも二月晦日限り出勤せず、同三年四月に至り始めウエトル解雇の事を決せり。此時に方り病院には治療專任の人なきを以て、大學醫員の派出

を請ひ、同四月大阪醫學校在勤大學大助教篠原直路來院、十六日副員及び種痘方各二名を置き、勤務中苗字帶刀を許せり。同二十九日俗事掛二名を置き、五月三日當直試補十一名の任命あり、勤務中皆苗字帶刀を許さる。同四日又二名を置く。同年十二月森龍玄願に依り本官を免せられ、七月大學小助教西春藏、得業生山田俊策の兩人病院在勤を命せらる。同四年八月花隈村市場町等の民有地、反別七畝二十六歩を購求して門前の道路を修めたり。同五年七月隣近の民地一反六畝二十六歩を購求し、病院の地所合計六反二畝三十六歩となる。此年八月宇治野村は宇治野町と改稱せり。

明治五年二月大助教篠原直路病没し、同月西春藏、山田俊策病院掛を命せらる。同年四月二十四日本院改革に付西、山田、の職を免じ、同日當直以下十六名を罷む。五月更に西春藏を以て病院掛長と爲し、副直以下十三名を置く。此時に當り良教師を延て醫學を研究せしめんとすと雖も、費用支へずして仍ほ其議の決行を遂巡す。始め米國醫士ヘルリなる者あり、技術精しく博學を以て稱せらる。生田前に於て治療所を設け、邦人の貧にして醫藥を得る能はざる者に施療せり。已にして縣廳に乞ひ、治療所を兵庫に移さんとす。居留地外なるを以て許されず。同年九月ヘルリ又書を縣廳へ出し、四人の死屍を得て解剖せんことを乞ふ。因て縣廳にては之を外務省に伺出ること兩三回、始めて之を許す。其指令の略に曰く、

醫家の論説を明らかにする有益の事にも候得ば、來留之者と雖も御差許に相成差支無之、併し引渡

切にては不都合に候間、解剖之節は御國醫爲立會、解剖後屍は此方へ引取、厚く埋葬被致可然、右葬料等は御國醫師にて解剖願出候節、願人より取立候規則に相成居候に付、ヘルリーより其料差出候様、兼々御引合置可有之候云々。

因て明治六年一月神戸病院内に於て新に解剖所を設け、之よりヘルリー時々來往して病理を談すと云ふ。ヘルリーの門人に影山耕造なる者あり、兵庫多聞通二丁目に居り、ヘルリー該家に於て施藥院を設く、其外國人雜居地外たるを以て縣廳之を退め、病院に招きて其技術を施さしめんとす、ヘルリーは之に對し種々條件を附し、且つ院内に施藥部を開くを以てせり。因て同年施藥院の器具等を購求し、ヘルリーをして開院せしむ、爾後病院に於ては待つに師禮を以てす、然れどもヘルリーは敢て俸給等を受けざりしと云ふ。

病院組織の大體は左の如し、

- 一 明治二己巳四月攝津國八郡都神戶宇治野町に於て設立す、
- 一 同年四月二十日開院、地方の寄附金を以て設立し、神戸中民費を以て保續す。
- 一 一ヶ年入費凡四千圓但し入費年々増減あれば、一定の額なし、尤も營繕は此數の外なり。
- 一 院長七拾圓、當直四人各拾五圓、句讀一名拾五圓、外來患者藥料は内服藥一日六錢貳厘五毛、外用藥同參錢貳厘、入院料、養藥代、炊食費、上等一日參拾七錢五厘、中等貳拾五錢、下等拾八錢五厘。

舍 則

- 一 醫は仁術司命の職なれば、之を學ぶ者最も辭讓を重んじ、勤儉を守るべき事。
- 一 入門及び入舎の儀は、總て院長へ尋問可有之事。但し病院にて不得止致、缺席候節は、其旨句讀可迄可三届出事。
- 一 名札は、毎月試問會讀等の黒白點多少に因て定め、其順序は白點爲上、黒點爲下候事。但し缺席は、一回に黒點五個可レ受者也。
- 一 外出は、毎日午後四時より同八時迄に限候事。但し土曜日午後四時より、日曜日午後八時迄門出可レ爲三勝手事。若し其他無據事故に付外出致候節は、紹介人の印書を以て願出、許可を可レ受事。歸院の節は、可三届出事。
- 一 飲酒の儀は可レ爲三嚴禁事。
- 一 食事は定刻相圖を以て、食堂にて可レ致事。但し私席に於て食事等の事件、嚴禁之、若し病氣にて不得止時は、其旨句讀司へ届許可を可レ受事。
- 一 毎朝自席灑掃、潔白を旨とする事。
- 一 日曜日休課之事。
- 一 右之條々堅可三相守事。

二 文法書素讀、文法書會讀、窮理書講義、解剖書講義、

用 書

一格賢勃斯小文典、格賢勃斯窮理書、新見氏私繆篤氏、七科略說。

生徒の數は、解剖課五名、窮理課九名、文典會讀十五名なりし。而して明治六年一月より七月迄の入院患者は、一月六人、二月十一人、三月二十一人、四月三十二人、五月三十一人、六月二十九人、七月三十九人、同上外來患者は、一月百三十九人、二月百五十三人、三月百三十七人、五月二百三人、六月百五十三人、七月百七十五人。始め病院を設立したるは、維新草創の際に在り、然るに管内有志の徒、各金を納れて其舉を助く、其益たる少からず。因て明治七年六月八日之内務省に具申し、遂に翌八年五月に至て金員納付の名稱を調査し、更に内務省へ具申の上、近藤文藏へ銀盃三組一重、北風莊右衛門外四名へ銀盃一個宛、神田兵右衛門外五名へ木盃三組宛、馬島善右衛門外七十七名へ木盃一個宛を下賜されき。

其後西宮に分院を置き、又尼崎、伊丹及び御影に私立病院の設置あり、治療の傍ら藥學生養成を目的とせしかば、神戸病院よりは院長西春藏毎金曜日に出張し、以て講授を爲せり（十年一月以後は代理派遣）。

維持法及經費。病院は始め有志者の醸金を以て成り、次で五厘金を以て維持せしが、明治十二年に至り之を地方税に移し、後十四年に至り區郡分離經濟と爲りたるに付、區の負擔を増すの恐れあるを以て、地方税の支出を止めて、雜收入及び娼妓賦金等を以て維持することゝなれり。去れど娼妓賦金は矢張縣の收入なるを以て、其維持法は即ち縣費を用ゆるものなり。之を以て十五年十二月に至り、之を縣立神戸病院と改稱す。明治二十一年に至り、賦金は地方税に移されたるを以て、病院費も亦之を地方税より仰ぐ事となれり。之より先き民間の會社又は一個人に拂下げ、私立として繼續せしめんとの議あり、次で翌二十三年には、姫路及び神戸醫師組合より、病院廢止の説を出し、意見書を縣廳及び縣令等に送りて反對の運動を試み、縣會に於ても種々反對説現はれしが、依然地方税を以て維持することゝなれり。而して二十五年以降に於ても、幾回か廢止説出でたれども毎ねに否決され、今に至るまで地方税を以て之を維持せり。

最初創立の頃、一ヶ年の通常經費凡そ四千圓にして、其後明治十年頃に至りても同じく四千圓内外に止まりしが、爾後漸次規模を擴張し、醫員を増加し、且つ外國教師を聘する等の事ありしかば、費用も亦從て増加し、十三年には六千餘圓となり、二十一年地方税に移されし頃は、壹萬四千餘圓となり、二十八年度の精算に據れば、壹萬六千餘圓となり。而して其收入は、創立當初に當りては、支出の十一にたも満たず、殆んど度外に附せられし程にして、其後漸次増加するに至りたれども、尙ほ支出

を償ふ能はず、二十六年より收支殆んど相平均し、二十八年度の精算に據れば、壹萬八千六百餘圓の收入ありて、支出に比すれば却て貳千餘圓の利益を見たり。

入院患者及外來患者。創立當時に在りては、入院患者及び外來とも極めて微々たる數なりしが、爾後土地の繁榮を加ふるに従ひ、人民漸く洋法醫の必要を悟るに至りしかば、治療を請ふ者漸次増加するに至れり。去れど明治六年頃には、平均一ヶ月間の入院患者二十人内外（六年の調に據るに、最も少かりしは一月にして、其數僅に六人、最も多かりしは七月にして三十九人）、外來患者一ヶ月平均百五六十人、其年度の延人員二千六十三に過ぎざりき、以て當時の狀を知るに足るべし。斯くて一年に患者の數を増加し、十六年度には入院患者延人員六百四十四、外來患者九千八百三十三と爲り、二十四年度には入院患者延人員一萬二千七百二十二（外に師範學校生徒の入院患者延人員百五十四）、外來患者延人員五萬五千三十九人（外に監獄囚徒患者延人員二萬餘）と爲り、二十六年度には入院患者延人員一萬五千二百七十人、外來患者延人員五萬三千二百二十三人と爲れり。之を二十年に比するに實に幾十倍の増加にして、爾來増加の一方なりとす。

院長及醫員。米國醫士ヘルリーの去りたる後は、本邦醫士のみにて治療及び教授を擔當せしが、十年六月に至り、和蘭人ドクトル、ヘーデンを聘して醫員兼講師とし、廣く患者を治療し、兼て學生を教導せしむ（月俸金貨參百圓、外に通辨料一ヶ月參拾圓）。二ヶ年の約定にして十六年五月満期と爲

り、後に假約して十六年二月迄其雇を繼續せり。而して院長は西春藏最も永く其任に在りて、明治十三年九月其職を辭せり。

家屋及病室。明治十四年縣費を以て、附近即ち下山手通七丁目再度筋に傳染病室を建築し、之を同病院に下附され其附屬と爲せり。又十一年に於て附屬癩毒病院を其隣地に建設せしこと、後項に記する處の如し。

入院料及藥價。創立當時の制定によれば、外來患者藥料、内服藥一日分一朱（六錢貳厘五毛）、外用藥半朱（參錢貳厘）入院料（藥代食費とも）、上等一日一分二朱（參拾七錢五厘）、中等一分（貳拾五錢）、下等三朱（拾八錢五厘五毛）にして、其後明治七八年頃も、此制規によりて徵收せり。後に之を改めて内服藥を六錢とし、又入院料一等五拾錢、二等參拾錢、三等貳拾錢として、別に看護婦雇費を徵せしが、同十年八月に至り、之を廢して一等六拾錢、二等參拾五錢、三等貳拾五錢とせり。其後入院料は明治十四年に至りて改正し、又同二十四年に至り藥價は丸、散、水藥とも一日六錢、入院料は上等一日六拾八錢、一等四拾五錢、二等貳拾五錢、三等貳拾錢（藥價は包含せず）とし、其後二十七年及び二十九年の兩度に之を改め、三十年三月に至り亦之を改正せり。

癩毒病院。明治三年英國公使の請に依り、外務省に於て、癩毒病院を神戸港に設けしめんとす。此時英國海軍醫官ニットンなるもの、本國政府の命を奉じて來港し、病院設立の方法を議せんとす。

ニウトンは從來横濱に於て梅毒病院を設け、無給にて治療し居りしもの也(明治四年長崎にて死去)、此時その奏功の著きを筆記せるものあり曰く、

英國兵隊並に水夫、日本に於て梅毒を受け、常人不具に相成候のみならず、其子に至る迄矮軀且病身に於て、兵隊水夫等に難く相成者多分にして、右弊相防候爲め、我政府の命令に依て、拙者日本へ出張致候事。其梅毒豫防「モールタ」並に「ユーフ」に於て、梅毒消滅致候仕方に基て、時々遊女相改め、梅毒ある者は、全快迄病院へ引籠め、其始末左之通り。

一千八百六十七年未だ仕方無之時に、一ヶ年の中百人の八十人梅毒相病候事有之、右英國政府にて出板に相成し書中に有之、詐欺無之事に候。

一千八百六十八年此年四月は遊女相改め、九個月は梅毒治療を施し候、此年百人に付五十一人迄梅毒相病候。

一千八百六十九年中改方又治療等始終致候故、相病候者百の三十六に相成申候。

一海軍水夫の方其に比較し候得ば、又一層相減申候。何故ぞ申候得ば、兵隊は屯所近邊の酒店に居候密賣淫女を弄び、水夫の方は右仕方施行あるに由る。

蓋しニウトンは慶應三丁卯年九月より横濱に在て其術を施し、實踐の景況如此と云ふ。

此年神戸港に於て、鐵道線路設置の擧あり、福原は其線路に當るを以て、湊川の東北に移轉せんとす、

故に病院設立の事は未だ決せざりき。

同四年兵庫神戸兩港貸座敷、並に娼妓の規則を定め、自由に營業せしめ、必ずしも狹斜に於てせず。

斯く自由營業を許せしは、淫賣女を吟味するに、不都合と不體裁と問々差起り、到底取締ること能はざりしを以てなり。依て梅毒病院を設立せんとして、醫師貸渡の事を神奈川縣に照會せしも、其人を得ず、内務省等との往復に月を費し、明治七年九月に至り、始めて病院設置の事に決し、病院醫を置

き、且つ其旨を神戸兵庫兩區に達せり。同年十月横濱梅毒醫院ヒル至らんとす、同十八日大阪驅徴院

長松山義定至り、該院着手の方法等を商量す。此時に方り兩港娼妓の妓樓は、兵庫は福原、多聞通、

中町通、相生町、上橋通、西柳原、東柳原、北逆瀬川、神明町、佐比江町、西出町、東出町、富屋町、

神戸は市場町、八幡町、宇治野町、西本町、東本町、中ノ町、城下町、松屋町、札場町、濱ノ町、大

手町等に散在し、總數四百七十七人あり。而して兩港人員を比較すれば、兵庫は三分の二に居る、此

に於て總員を六號に分ち、一日毎に一號を檢査するの法(一週間一度)を設く、十月二十二日福原の娼樓

(萬年樓)舊宅を購求(價貳千參百圓)して諸修繕に着手し、經費賦金を用ゆ、十一月に至て修繕成り、春

日朴院長心得を命せられき。明治八年二月十五日開院ヒル來港す、ヒルは傳習三週間にして去る。此

に於て開院以來檢査を經る者を調査するに、兩港娼妓總計三百五十二人(檢徴法施行に付鑑札を返上

せしもの五十餘名)、而して三月十一日調に於ては、患者五十三人、内退院二十一人、入院三十二人あり

りしと云ふ。

七九六

其後院内に授業局なるものを設け、娼妓入院者に讀書算術等を教授せしが、明治十年四月に至りて之を廢止せり。同十一年六月に至り、徽毒病院を公立神戸病院の附屬と爲し、附屬徽毒病院と改稱し、醫員の如きも彼此兼帶せしむ。依て神戸病院附近に設置するの必要を感じ、其隣地(下山手七丁目)をトして家屋を建築し、同年十二月を以て此處に移轉せり。明治十五年公立神戸病院を縣立神戸病院と改稱したれば、徽毒病院も亦之を縣立神戸病院附屬徽毒院と改稱せしが、同二十一年三月に至りて附屬の二字を削り、縣立徽毒院と稱す。

種痘所

明治三年四月大阪醫學校在勤大學大助教篠原直路命を奉じて神戸病院へ來る、此に於て病院醫員を定め、兵庫磯の町神澤貞吉を以て副直醫と爲し、種痘方を兼ねしむ。同所神澤良碩を種痘試補、苑原郡熊内村山口次郎平を種痘方とす、而して此時種痘術を普及せしむるの令、新に出でしより、此年五月再び管内へ諭達し、其子弟の姓名、年齢等を書出さしむ。同五年五月院長西春藏大阪醫學校より種痘免狀を下附せらる、同八年二月春日朴、神澤良碩の兩名救恤種痘を爲さんことを請て許されたり、春日は神戸元町通に於て、神澤は兵庫磯の町に於て施術し、一切報酬を受けず。

神戸醫學校

神戸醫學校は、始め神戸病院の附屬たり、明治五年神戸病院に於て、醫學生養成の制を設けし頃は、恰も塾舎の如き組織にして、未だ學校の體裁を爲すに至らず、且程度も甚だ低くして、學科は只だ文法書、窮理書、七科略説等を教授せり、當時生徒の數は二十九名にして、皆病院内の一家屋に寄宿し、其講義は病院長及び句讀司之を司り、病院とは殆んど同一體のものにして、寧ろ病院は主力を之に注ぎたるが如き觀ありしが、明治九年に至り、之を改めて附屬醫學所と稱し、大に其規模を擴張し、又翌十年には、姫路病院の醫學所を廢して同所に合し、又同十一年に至り、蘭人ヘーテルを聘し、治療の傍ら其教授を司らしめ、又山本通六丁目四十七番屋敷に教師館を新設せり、而して同十二年に至り、辨天町に於て三井組の舊建物を借り入れ校舎に充つ、此に於てか神戸病院と同一體たるの關係を離れ、従前は神戸病院長之を監督せしも、爾後別に所長(市川元恭)を置く。而して其費用は、従前金五厘等を以て之れに充てしが、此年地方稅實施に付、縣會に附して其可決を得、地方稅を以て支出することゝなれり。當時生徒の數は六十八名にして、内六名は給費生、六十二名は自費生なり、經常費は千七百七拾六圓(始め公費生は縣費にて半額を給與せしが、明治十三年以降は總額を給するに至れり)。右の如く明治十二年より地方稅の支出に移りて以來、更に其規模を擴張し、大に公費生を増すことゝなり、翌十三年に至り、生徒定員を百六十名とし、内公費生百名、私費生六十名とし、各郡區より生徒を募集せり。此擴張と共に、經費は増して五千五百圓餘となれり。同十五年四月に至り、之を縣立

七九七

神戸醫學校と改稱し、同六月より同校内へ藥科教場を設置せり、之れと同時に大に規則を改正し、學科を高め、以て同年文部省第四號達醫學校規則に據りて甲種醫學校とし、且つ同年太政官布達の資格を得んとし之を出願せしに、十二月に至りて右に合格するものと認められ、同校に於て卒業したる生徒は、内務省醫術開業試験を要せず、開業免狀下附の許可を得たり(此擴張に際し、姫路病院長たりし神田知次郎を聘して校長とし、神中、佐野諸學士及び他に二名の醫學士を教諭とし、又大學別科卒業生二名を聘せり)。爾後教授益々整頓せしかば、隨て入學生増加し、同年末には公費生十五名、自費生四十四名に達するに至れり。而して同十六年四月には、新に同校内に藥學校を設置し、之を縣立神戸藥學校と名け、藥劑生養成の用に供せり(醫學校は修學期限三年なれど、藥學校は二年の規定、定員は四十名なれども、實際在學生は平均二十名内外に過ぎざりき)。

斯くて醫學校及藥學校とも、漸次隆盛の域に進みしが同十八九年頃、廢止の説年々縣會に現はれ、而して明治二十年に至り、府縣醫學校費用は、二十一年以降地方税を以て支辨するを得ずとの法令出で、縣會は之を機とし、二十年度の通常會に於て、遂に之を否決するに至れり。依て第二級及び第三級生は、之を岡山及び京都の兩醫學校へ轉校せしめ、第一級生及び藥學校生徒は、尙ほ同校に於て其業を受けしめ、同二十一年三月其卒業するを待て兩校とも之を廢止せり(明治二十年七月に互り、辨天町三井所有の地所即ち醫學校々舎の敷地は、宮内省に御買入となりたるを以て、同年一月以後同校は之を

橋通舊警察本部跡に移して教授せしなり)。

○第三節、消防組沿革。明治元年九月神戸に於て、一の官設消防組を組織せし事は已に之を記せり。今本項に於ては、其以來の沿革に就て記する所あらんと欲す。

明治二年十一月兵庫縣にては、従前消防人足の慣習法を改正し、更に規則を設けんとすの旨趣を以て、兵庫名主をして町年寄等と商議せしに、敢て改革するを望まず、從來の慣行に依らんことを請へり、因て著しき改革を爲すに至らず、唯同年十二月火の見半鐘を湊川往還堤、北仲町最寄、樋上橋最寄、關屋町最寄に設けしめ、半鐘及び火の番人足は、其町内にて一人宛差出すべき旨を令せしに止まれり。此令に依り右の個所に夫々火の見鐘樓を建て、三年二月に至て落成す、因て縣廳にては、之が警報記號を制定して遵奉せしむ。鐘樓建設費は、皆な總津の負擔たり。此年六月縣廳にては、神戸の官設消防組頭取池田屋徳次郎、橋屋己之助を免じ、神戸村坂本屋清次郎、同柴屋多三郎、二ツ茶屋村轆轤屋伊介、同山形屋吉次郎、市場町丸屋善太郎を消防方とす、且つ消防人足規則を定め、之を頭取へ達せり。其規則によれば、消防費用中器具修繕費は第二常備金より支出し、官員の辨當は五厘金より、又消防人足の辨當及び印半纏は第二常備金及び五厘金より折半支出に定めたり。

同年閏十月消防受持順序等の件に關し、兵庫神戸兩港名主連署の上、縣廳に上申して曰く、

一兵庫津中に出火の節は、津火消方消防し、神戸組名主は火消方召連れ、遠隔にて相扣は、自然大

火に成り、兵庫火消方の手に餘り候様至り候は、兵庫名主より神戸名主へ掛合の上、神戸火消方爲掛可申、神戸出火之節は、前同様にて、相互に消防助合可申事。

一 御役所近火之節は、雙方名主消防方召連不殘相詰、其支配限り消防致、其餘は御門前固め可申事。

一 風呂谷村、糸木村穢多消防人足の儀は、遠備の爲め扣置、兵庫神戸消防方、彌手に餘り候は、爲取掛候事。

一 福原町出火之節は、兵庫、神戸兩組共消防方遠備に仕、自然廓内大火に相成候節は、兩組消防方加勢爲致可申事。

一 兵庫、神戸市中出火之節、福原町其外消防人足遠備に爲致置、大火に相成候節、名主村役人へ掛合の上、消防爲致可申事。

右上申認可の指令あり、爾後右の方法を以て實行することゝなる。

明治四年兵庫縣勸業課より、左の消防器械を神戸、兵庫兩町會所へ下附せり、

繩一本、西洋龍吐水一臺、梯子一挺、消防高張二對、窓口十挺、水籠八個、大團扇五本(以上兵庫町會所)、繩一本、梯子一挺、消防高張一對、窓口十挺、水籠八個、大團扇五本(以上神戸町會所)、而して右修繕及び消防費は、町會所積金の内より支拂はしむ。

同六年二月従前の官設消防組を廢し、且つ兵神兩港の消防組を更め、消防人足の總數を五百人とし、之を十組に分つ、此際制定の消防規則大要左の如し、

一 兩港内の消防人足は、總計五百人を定員とし、一番組より十番組迄、一組五十人宛に區分す。

一 總體の取締を組頭と唱へ、兵庫及び神戸に各一人を置、次に小頭一名を各組に置き、五十人の長とす。

一 望火臺は在來の外増設して、兵庫に五ヶ所、神戸に五ヶ所とす。

一 消防器械は新規買入、或は修繕費とも、總て下附すべし。

一 消防方高張、目印、頭巾、半繩、股引とも、殘らず取締下渡す、以後修繕其他とも自辨たるべし。

一 給料として、組頭は一ヶ月貳圓、小頭は壹圓、其餘に金貳拾五圓を支給すべし、此渡方は毎年七月、十二月二季に割合相渡す。

一 出火之都度、蠟燭及び辨當の入費は、兩港とも町會所にて用意扱の者記帳し、區長戸長にて檢印せしめ、毎年五月限り、正算の上掛り官員検査済、兩港小間割を以て取立、操拂の口へ戻入るべし。

同年三月第一區(神戸)長生島四郎、自費を以て市街緊要の地を撰み、井戸を鑿り、火災の用に供へんと請ひ、縣廳の許可を得、井戸を鑿つこと六ヶ所(一ヶ所費用凡四拾圓、總計貳百四拾壹圓餘)、此年十一月竣工す。生島は之が爲めに銀盃を賞與されき。此月大阪に於て「ポンプ」一挺(八百五拾圓)を購

求し、神戸港火災の備に供せんとして、第一區長より之を縣廳に稟請し、其許可を得て購入す、代金は悉皆本縣廳より支出する所に係る。此年十二月縣廳は、自今縣方を廢止の旨を各消防組へ達して廢止せり、去れども後數年を経て復た之を使用することとなりき。

同十年三月縣達を以て兩港出火消防事件は、兵神警察兩分署に分ちて指揮する旨を布令さる、乃ち湊川を境とし、西部を兵庫警察分署に於て指揮し、東部は神戸警察分署に於て指揮することとなり、去れど其費用は、従前の如く協議費等より支出し、又組數の如きも従前の如く之を十組に分てり、但し人員は爾後漸次之を減少し、明治十四年以後は左の數と爲る、

神戸署 組數五、人員百二十五人、繩六、梯子十、「ポンプ」二。

兵庫署 組數五、人員百三十五人、繩六、梯子五、「ポンプ」一。

同十四年七月二日より、市内の火災消防費は、區部地方税中に編入せられ、同年六月開會の通常市部縣會に於て、其費用貳千八百九拾餘圓を議決し、従前の半鐘臺(關屋町、樋上町、湊川堤、神戸警察署内、第一區戶長役場内)の外、更に神戸町及び海岸通の二ヶ所に半鐘臺を設立し、又従前の消防井戸の外、新に三ヶ所の井戸を鑿つこととなり、爾後殆んど年々半鐘臺の増設及び井戸の新鑿ありたれども一々記せず、又此改正と同時に、消防組は十一組となり、毎組を二十五人とし、内一組は専ら居留地を管掌することとなり、

同二十二年市制實施の事あり、乃ち市制により爾後消防費を市費より支出し、地方税中より削除せり。而して同年十月縣達を以て消防規則の發布あり、十一月以後消防組頭は、市長の指揮の下に屬せしむ。同二十四年市は消防組條例を編制し、同年六月裁可を経て實行することとなり、其要領左の如し。

一 消防組は、左の大組より編成し、之を神戸市消防組と總稱す、其組合左の如し。

一 舊分署 一番組、神戸警察署 二番組、三番組、四番組、兵庫分署 五番組、六番組。

一 各消防に組頭、小頭各一人、一等消防夫約九人、二等消防夫約三十一人、總計四十二人(但し四番組及び五番組は、一等消防夫十人、二等消防夫三十八人、合計五十人)を置く。即ち消防夫總計二百五十六人、組頭小頭各六人とす。而して頭取及び副頭取各一人を置き、以て之を總轄せしむ。

一 消防器械として、唧筒六臺(即各組に一臺宛)、梯子、旗、高張は何れも十、弓張三十八、刺叉四、釣繩八、斧、鋤何れも十二、竈口四十二、消口札十八を備へ、各組消防夫を以て各組の器械に配置す。

一 消防組頭は、市長以下の指揮を受け、組頭以下の取締を爲すべきものとす。

一 各消防組は、本市消防掛の指揮監督を受くべきものなりと雖も、現場に在ては、警察官吏の指揮を受くべきものとす。

同二十七年二月勅令第十五號を以て、消防組規則の發布あり、之と同時に内務省令第一號消防組規則施行細則の發布あり、乃ち同規則に基き、兵庫縣知事は市内の消防區域を左の如く定む。

組名

小區分

區域

神戸消防組

第一部、第二部、第三部、

宇治川以東

兵庫消防組

第一部、第二部、第三部、

宇治川以西

神戸消防組は、神戸警察署長の指揮の下に屬し、兵庫消防組は、兵庫警察署長の指揮の下に屬す。而して組頭小頭等の數に至ては、従前と異なるなし。唯だ消防組規則により、其任免の手續等、従前と異なるに至りたるのみ。

同二十六年警察署増置の爲め、各警察署の區域變更あり。同二十九年に至り、戸場分署を戸場警察署と改めたる結果、同年十二月消防組區域を改正し、兵庫消防組の區域を宇治川以西湊川以東と定め、之に第一部及び第二部を置き、又湊川以西を區域として、戸場消防組を設け、之を第一部及び第二部の兩部に分ち、戸場警察署の管轄とし、組頭に貳圓以下、小頭に壹圓以下の月手當を給する事、消防手の月手當は、土地の状況により、警部長の指揮を受け、所轄警察署長に於て、五拾錢以下の給費を定め、組頭、小頭に參拾錢以下、消防手に貳拾錢以下の出務手當を給與する事に改正したり。

◎第四節、警察制度沿革。

神戸開港以後、警察の事は鎮臺又は裁判所の總轄に屬し、殊に神戸に

在ては、總て軍隊組織にして、殆んど普通警察として見るべきものなかりしが、明治二年五月捕亡方を内外の二に分ち、其職權區域を定めたる事は已に記したる所なり、今は明治三年以後の沿革を叙せんとす。

明治三年三月捕亡方頭取役を置き、二等官として工藤十郎之れに任す。同年四月捕亡方を逮捕と改稱し、巡邏警捕の事を掌らしめ、捕亡の事は御廻方小頭をして之に當らしむ。

右捕亡方と稱するは、主として司法警察を司り、行政警察の如きは僅に其職掌の一部分として擔當せしのみ。此に於て更に行政警察を起すの必要あり、殊に内外雜居地に於ては、事の外國人に涉る紛紜多く、之が取締の爲め、特に行政警察を擴張するの必要を感ずるや切なり、仍て兵庫縣廳にては「ボリス」を設け、内外人員を以て之を編制し、内外人民を監視せしめんと欲し、神奈川縣へ照會せしに、同縣にては英、佛兵隊を以て、彼等の好意上より取締るものにして、「ボリス」には月十五弗位を給すれども、若し日本役所より之を備ふとすれば、一人六十弗位を給せざるを得ず、故に外人兩三人及び日本人にして此に慣れたる者五七人を備ふは、容易ならざる費用なりとの回答あり、縣廳に於て此回答に接して躊躇せしに、英、普兩國領事館より、同國人にて「ボリス」たらしむべき者あるを以て、召抱呉れたる旨を申出でたれば、縣廳にては明治三年十二月十二日「ボリス」編成法及官錄調査表を作り、辨官へ上申して曰く、

當港外國人居留地は、日本人雜居に付、自然竊盜無賴の徒も徘徊不_レ少、且外國人の内にも水夫下輩に至ては、不_レ所業有_レ之候に就ては、雙方取締の爲め、横濱の如く「ボリス」取建嚴重に取計申度、依_レ之内外人を以て別紙の通編成致度、尤外國人の儀は、未だ其人物を不_レ得、給料等難_レ相定_レ候得共、横濱の例に倣ひ、追々取調可_レ申上、日本人の儀は別紙の通取極め、先づ頭取十名以上七名位に取極め候心得に御座候、右仕着せ賄等の儀は、可_レ相成_レ丈入費相減候様可_レ仕此段申上候以上。

別紙

外國人三名、日本人六十名、内伍長十二人、給祿十石宛。衣類春秋仕着せ、卒四十八名、給祿七石、衣類同斷。

而して「ボリス」職務規則を制定すること左の如くなりし。

- 一「ボリス」の任は市中犯禁の者を看出し、臨時非常の事を警衛するを以て専務と相心得、市中辻々人數を配り、番立見張致、非常の節は合圖を以て報知致し、其事ある場所に集り、互に助勢可_レ致事。
- 一立番並に巡邏とも、一時間を以て交代、晝夜共懈怠有_レ之間敷事。
- 一帯刀人は關門に於て相改、諸官省府藩縣の鑑札爲_レ引合相通義に候得共、萬一他の徑より忍入哉難_レ計候間、關門通行の者に候共、精々心付け怪敷見受候者有_レ之候は、捕押相糺可_レ申事。

一外國人に對し及_レ亂暴_レ候者は、速に捕押可_レ申、今般御布告の趣も有_レ之候に付、別て入念取締可_レ致事。

一亂暴人民武器類を携へ、萬一捕押方手餘り候節は、臨機の處置を以て不_レ取逃_レ様可_レ致事。

一外國人亂暴の所置有_レ之候節は、可_レ成丈程に申諭可_レ申、萬一不_レ相用_レ猶亂暴に及び無_レ餘儀_レ取押候節は、其人名、國名或は水夫に候は、其船名等承札、其段頭取へ相届け頭取より逮捕方へ引渡可_レ申候、尤早速領事へ引合可_レ申儀に付、刻限運引無_レ之様可_レ致事。

一亂暴の外國人、御國人へ疵付又は品物等破壊致候は、其疵人の容體或は其破壊品篤と取調、逮捕掛へ可_レ申立_レ事。

一同斷支那人及條約未濟國人民は、當方限り處置致候義に候得共、或は各國人に於て相雇置候者、或は各國人に關係有_レ之候者等は、其領事へ打合の上、所置可_レ致義に付、同様時刻遲延不_レ致様早々可_レ届出_レ事。

一外國人居留地、並雜居地より輸出入致候諸荷物は、何品に寄らず、四ヶ所荷揚場の外より出入不_レ成、萬一密に積卸等致候者見受候節は、其品取上候筈に付、見當次第取押置早々可_レ届出_レ事。

一非人乞食の輩は、見掛次第關門外へ追退可_レ申事。

一乘馬或は馬車にて通行の者、雙方より行合候節等は、往來妨げ不_レ相成_レ様相制し、留置順々に相

通し可申、萬一往來人に怪我爲_レ致候歟、其他不都合筋出來候節は、引留置速に可_三届出_二事。

一 諸荷物、材木等運送の車馬、並に牛車等も前同様相心得、往來の妨不_三相成_二様相制可_レ申事。

一 往來の者災害を受、或は病氣等にて難儀致候者見受候は、右住所相糺、手當致其段可_三届出_二事。

一 市中彼我住居の者、家作塀墻、階段、欄干等、我屋敷の外へ建出し、往來の妨可_三相成_二様相見受候は、早々差留其段可_三申出_二事。

一 普請に付相用候材木、瓦等は、其屋敷内へ可_レ爲_三差置_二、自然屋敷内手狭にて難_三差置_二節は、其屋敷廻り往來の妨げ不_三相成_二様相爲_三差置_二可_レ申事。右件々相心得、晝夜心附方勉勵可_レ致事。

斯くて逮捕方附屬の名を以て、明治四年二月十八日人員十四名を選定し、同二十二日更に十二名を増員し、翌三月神戸を三區に分ち、一、二兩區各四人、三區は四人にて、一人交代休憩、四人を兩組と爲し、仲町を以て屯所となし、日夜警邏せしむ。兵庫は六區に畫し、每區一人を以て之に充て、中に就き一人宛交代し、尙ほ他に四人を置き、之をして晝夜各區内を警邏せしむ、屯所は新在家町に置く。尙ほ規則を追加して曰く、

外國人居留地の儀は、居留地行事並に彼方「ボリス」等も相備有_レ之、取締規則も別段相立居候義に付、居留地中は當方に於て巡邏不_レ及、尤通行の節喧嘩口論犯科の者見掛候か、又は雜居地にて見掛け、居留地へ逃込候等は、其時々逮捕掛へ申立候は、同掛に於て取扱可_レ申事。

而して各區の上に本營諸監察心得を置き、四月十二日に至りて逮捕附屬巡整卒と改稱し、下見權少屬を巡整總長兼務に任せり。此時に當り神奈川縣の周旋にて、史生都筑師之助、使部萬年、田心九之進、小笠原政司等來る、依て巡整規則を改正し、總長二名、什長五名(内兵庫二名、神戸三名)、卒四名となし、都筑師之助を巡整總長に、他三名を等外巡整長に命ず。

右の如くして司法、行政の兩警察は漸く整備し、其職務初て判然分離するに至れり。而して司法警察たる逮捕の經費は、之を縣内の民費より支出し、其下に屬する廻方は縣費を給與す、日當(初は年給なりしが、明治二年一月に當り之を廢し、辨當錢として一日六百文を給し、同十二月二百文を増して八百文とす)の外、市内にて給米なるものを與ふるを例とせり。次に行政警察たる巡整卒の經費は、五厘金及び兩港會所蓄積金の内より支辨す、其設置は四年二月にありしかども、辨官より許可の指令ありたるは同年九月なりしを以て、許可以前の經費は之を官費とし、以後民費と爲る。同五年二月に至り、巡整職務を改正し、法則十章を制定せり、其改正法則によれば、兵庫及び神戸各一ヶ所の屯所を設置し、兩港を九區に分ち、一組六人宛を配置し、役員は總長副長各一人、什長六人、組五十四人とし、其給料は總長年俸參百圓、副長同百八拾圓、什長九拾六圓、組長七拾貳圓にして、全經費八千參百參拾六圓の内給料四千九百四拾九圓は之を五厘金より支出し、着服料、蠟燭、油、小使料、夜食料等合計參千參百九拾參圓は、之を兩港町會所蓄積金より支出せり。

明治四年十二月各府縣に捕亡吏設置の布達あり、三府五港を除く外、管轄高四十萬石迄、十萬石に付金七百兩、四十萬石以上は、十萬石に付參百五十兩を經費として官より支出せらるゝことゝなれり、仍て五年四月大藏省へ上申し、其經費として千九百八拾兩餘(當時兵庫縣十七萬石なりし故、右標準に照せば、千百九拾兩なれども、開港地なるを以て七百餘兩の割増)の下付を請願して許可を得たり。爾後司法警察たる捕亡吏の經費は官の支辨となり、従前市中より廻方に拾せし米穀の如きも、爾後之を與ふるに及ばざる旨を市に達せらる(六月爲替會社、井筒屋儀介の兩名より五百圓寄附、大藏省は拾貳圓五拾錢を賞與として與ふ、又中の町島田重五郎百圓寄附、同貳千疋賞與)。同年七月に至り捕亡吏六名(三浦竹次郎、藤井武市、吉川普逸、山中準郎、西澤爲助、秋定貞次郎、附屬十二名を置き、鞠獄掛に附屬せしむ、越後で五年九月裁判所設置の違あり、此に於てか司法事務、即ち聽訟斷獄は縣廳の手を放れ、同十一月二日官吏七名、譯官四名、裁判所に轉任し、捕亡事務を裁判所へ引繼げり。又翌六年四月檢事出張に付、悉く捕亡吏を兵庫裁判所へ交附す。此以後捕亡吏は警察事務より全く分離され、單に獄務を司るの職となり、司法事務は凡て裁判所に屬したりと雖も、行政警察に至ては、依然之を縣廳に於て司らざる可らざるを以て、更に警部掛なる一課を設け、金澤政安を掛長となし、外三名を警部掛に命じ、獄舎、懲役場、處刑向を處理す。而して捕亡掛六名を本廳に留め、警部掛附屬とし、此課に於て縣内の警察事務を司り、巡警卒は之を選卒と改稱の上、其事務は總て此掛の下に屬し、

市内の警察事務に當らしむること依然たり。然るに同年六月太政官達を以て、裁判所設置の府縣に限り、捕亡定額金の半高は、本年六月一日より同割を以て司法省より相渡し、來る明治七年より、同年の半高相渡候、尤六月以來の半高は、第一常備金の内へ繰込、管下取締、探索等の費用に充て云々。從來各地方に於て、選卒又は取締組、或は捕亡吏等の名稱を以て、其實番人の職を奉じ居候類は、都て番人と改稱すべしとの違あり。依て從來の巡警卒を番人と改稱の上、總長以下の稱を罷め、小頭及副等を置く(小頭七圓、副小頭六圓五拾錢、一等番人六圓、以下三等迄五拾錢落)、但人員及び職掌等に就ては變りなし。六年七月に至り、英人アルフレット、ニユールなる者を雇入れ、「ボリス」通辨たらしめ、以て外國人に對する警察事務に當らしむ、月俸七拾五圓にして、其外宿料拾圓及び洋服料參拾六圓を給す、大藏省の支辨なり。而して其任期は六ヶ月の約なりしが、滿期後更に三ヶ年の雇繼を爲し、爾後六ヶ月は一ヶ月百圓宛、其後一ヶ年間は一ヶ月百貳拾五圓、尙一ヶ年半は一ヶ月百五拾圓を給することゝせり。同年十一月橋通二丁目へ警視署を建設し、爲替會社、井筒、島田等の寄附金を以て、英人デベスを雇ひ、番人小頭と爲して使用せり。

明治七年四月一日縣廳に逮部課なるものを置き、以て警察、逮捕の事務を執る、而して同課は之を前記橋通二丁目警視署に設けたり。警視署とは、即ち巡警本營の別號なり。逮部課の設けあるや、間もなく之を警視課と改稱し、行政並に司法警察の事務を取扱ふ、中屬弓削春殿を以て課長とし、其下に

警視副課長を置き、縣内の警察事務は、總て此課の下に統一せらる。

同年四月兵庫番人出張所の新築に着手し、六月に至り落成したれば、同月二日より番人を出張警視せしむ。其出張所は左の如し、

- 第一出張警視所 總會議所内官員詰所
- 第二出張警視所 湊總川脇小頭以下詰所
- 第三出張警視所 佐比江樋の上橋詰小頭以下詰所
- 第四出張警視所 關屋町小頭以下詰所

之より先き雇使せる兵庫、神戸番人小頭英人トーマス、デベスの雇年期満つ、依て翌八年六月二十一日迄、一ケ年(一ケ月給料六拾圓並に宿料六圓)の雇繼を爲し、依然小頭たらしめたり。其後橋通二丁目警視署を警視本署と稱し、時に警視廳なる名稱を用ゐしことありしが、此年十一月内務省より「警視廳の儀は東京府にのみ設置せらるべき名稱故、早々改稱すべし」との命令あり、依て此名義を廢し、兵庫縣第四課を同所に置き、行政、司法の警察事務を執る事舊の如し。其後復た之を警視掛と改稱し、八年五月之を警察掛と改稱す。而して神戸、兵庫兩港に出張所を設けぬ。此年三月布達により、番人なる名稱を改めて選卒と稱す。此年十月府縣に警察を置き、選卒を改めて巡查と稱するの違あり、依て十一月より警察掛及び各出張所に警部を置く。十二月内務省より自今一區に出張所一を置き、更に

若干の屯所を設くべき旨の違あり、依て兵庫出張所を小物屋町に、神戸出張所を元町四丁目に、設置し、而して又宇治野町表通二丁目に宇治野出張所を置き、從來の警察屯所にも多少の變改を行へり。翌九年十月宇治野町出張所を廢し、神戸出張所を第一巡查屯所と改め、兵庫出張所を第二巡查屯所と改稱し、從前の各屯所を交番所と改稱せり。

右の改正と同時に、橋通二丁目なる警保課廳舎内には、警保分局警察出張所なるものを置き、兩港の警察を總轄せしが、其後警保課を兵庫縣第四課と改稱(年月不詳)し、又十年二月に至り警察出張所を兵庫警察署と改稱し、三田警察出張所を廢して其事務を兵庫警察署に移し、又第一巡查屯所を神戸分署と改め、第二巡查屯所を兵庫分署と改稱せり、然るに翌年に至り神戸警察署を改めて兵庫警察署と稱し、神戸分署を兵庫警察署とし、兵庫分署を柳原警察署と改む、幾何ならずして又舊に復せりと雖も、通俗の稱呼として柳原警察署の名は其後姑く存したりと云ふ。

明治十二年二月兵庫縣第四課を改めて警察本署と稱し、兵庫警察署及神戸兵庫兩分署を廢し、更に神戸警察署及び兵庫警察署を設置す、此に於てか警察の區畫は、漸く判明なるに至れり、即ち左の如し、

警察本署
 神戸警察署(神戸相生橋東詰)神戸區の内湊川以東、花原郡一圓、及八部郡の内奥平野、荒田の二ヶ村管轄、但し直轄は湊川以東及奥平野、荒田二ヶ村。
 兵庫警察署(戸場町)神戸區の内湊川以西、外に奥平野、荒田二ヶ村を除き八部郡一圓、及有馬郡合併管轄、但し直轄區域は湊川以西及八部郡の内石井、夢野、鳥原、妙法寺、白川、車六ヶ村、今和田新田。

爾後の沿革は、更に項を分て之を記述すべし。

名稱及管轄區域。 明治七年の頃に當り、神戸及び兵庫番人出張所と稱せし時は、其事務單に行政の一方にして、司法警察は別に存したれば、此行政警察の管轄區域は、單に神戸第一、第二兩區内(即ち神戸及兵庫)のみに止まりしが、八年二月に至り行政警察規則の發布あり、捕亡吏及び番人等の名稱を廢して巡卒と爲し、次で又巡查と改稱せらるゝや、其管轄區域は擴張せられて郡部に及び、兵庫警察署は、神戸區外の諸郡を管轄することゝなれり。去れど此時第一屯所(神戸)第二屯所(兵庫)の直轄區域は尙ほ區内のみに止まりき。明治十年二月十三日第一屯所は神戸警察分署、第二屯所は兵庫警察分署と改稱し、十一月一日以後、奥平野、荒田、坂本にありたる巡查交番所を廢して、神戸警察分署の直轄とし、又鳥原、石井、夢野、白川、車、妙法寺村等の巡查交番所を廢して、兵庫警察分署の直轄と爲し、茲に始めて兩警察署の直轄區域は郡部に跨がるに至れり。而して明治十二年二月從前の兵庫警察署及び神戸、兵庫兩分署を廢して、更に兵庫、神戸の兩警察署を置くや、神戸警察署は八部郡の内奥平野、荒田の二ヶ村並に菟原一圓を管轄區域として御影分署を管し、兵庫警察署は八部郡(荒田及奥平野二村を除き)及び有馬郡一圓を管轄區域として須磨、三田、湯山の三分署を管するに至れり。同年六月に至り又管轄區域を變更して、神戸警察署の管轄區域は、之を神戸區の内湊川以東及び菟原郡全體とし、兵庫警察署の管轄區域は、之を神戸區の内湊川以西及び八部郡全體とし、湯山警察

分署を其管轄より除く。又同十二月に至り兵庫警察の管轄區域を増して、八部郡の内原野外十三ヶ村とせり(所轄の分署は、其後幾回の變改ありと雖も一々記せず)。

明治十九年七月警察本署を警察本部と改稱し、又同十一月兵庫警察署を廢して、神戸警察署の分署と爲し、其管轄區域を左の如く更む。

神戸警察署

神戸區及八部郡を管轄とし、兵庫、須磨の二分署を屬せしめ、神戸區の内湊川以東及八部郡の内石井村十四ヶ村を直轄。

兵庫分署

神戸區湊川以西、即ち兵庫郡四十二ヶ町を管轄とす。

明治二十二年四月從前西宮警察署の所屬たりし葎合分署を、神戸警察署の所屬とし、又二十六年從來の名稱を廢して更に神戸警察署及び兵庫警察署を置き、葎合分署及び水上分署を神戸警察署に屬し、戸場分署を兵庫警察署に屬す。此改正は即ち從前の神戸警察署を更めて、兵庫警察署と爲し、別に神戸警察署を置き、又兵庫分署を更めて戸場分署と爲したるものなり、管轄左の如し。

神戸警察署(三宮町)

宇治川以東舊生田川以西直轄

葎合分署(葎合村)

舊生田川以東管轄

水上分署(海岸通)

水上二圓管轄

兵庫警察署(相生町)

宇治川以西湊川以東直轄

戸場分署(戸場町) 湊川以西(兵庫)管轄

明治二十八年三月限り葺合分署を廢し、其管轄區域を神戸警察署の直轄とし、又翌二十九年四月戸場分署を改めて、更に戸場警察署と稱し、須磨分署を之に附屬せしむ、此に於てか現今神戸市内の警察署は實に左の如くとなれり。

神戸警察署

宇治川以東直轄

兵庫警察署

宇治川以西湊川以東直轄

戸場警察署

湊川以西直轄

應舎の位置。 明治十年以前に於る應舎の位置は、既に前に記述せる如し、依て其後に於る各警察應舎の位置を述べん。

警察本部。 始め警視掛と稱せし頃は、之を橋通二丁目番所内に置き、明治七年四月に至て、舊番所を取拂ひ、新に應舎を建築し、警察本署と改稱する頃迄此處を以て應舎に宛て居たり、然るに地區狹隘なるを以て、明治十四年に至り隣地六百五十二坪餘(従前の坪數五百五十坪)を買入れ、地方税四千餘圓を以て應舎を建築し、同十五年を以て此所に移りしが、其後縣廳との關係漸く密接を爲り、同地にては不便尠ならず、且つ應舎も漸く腐朽に屬せしかば、明治二十年に至り、地を下山手通四丁目舊植物試験場内にトし、千二百四十一坪餘を之に充て、五千四百餘圓を支出して、新に新築の上同

年七月十二日を以て此處に移る、即ち今の警察部の應舎是れなり。
兵庫警察署。 今日應舎の在る處は、即ち明治二十六年以前に於る神戸警察署の建物にして、巡查屯所と稱せし頃より漸次變遷して今に至る、即ち始め第一巡查屯所と稱せし頃は、元町四丁目九番地の民有家屋を借入れ居りしが、明治十年神戸分署と改稱の後、元町四丁目五十八番地の民家を借り受けて之に移り、翌十一年六月に至り、神道分局藩籬内の地所(三百八十一坪餘)を内務省より下附せられ、官費を以て應舎を建築し、同十六年二月之に移り、其後該地及建物は地方經濟に編入せられ、同二十年三月に至り、神戸區内の共有地所三百六十七坪餘を購入し、次で同二十三年相生町道路更正の爲め不用と爲りたる道敷を購入し、應舎を増築し、明治二十六年十二月警察區域及び名稱の變更あるや、爾後兵庫警察署の應舎と爲り、以て今に至る。

戸場警察署。 始め兵庫出張所と云ひ、次で第二巡查屯所と云ひし頃は、兵庫小物屋町の民有家屋を借入れて之に充て、其後兵庫分署若くは柳原警察署と改稱せし後も此處にて事務を執り居りしが、明治十一年三月官費を以て戸場町の地(百二十九坪餘)を買入れて應舎を建築し、同十二年二月兵庫警察署と改稱せらるゝや、越えて翌月此處に移り、同二十四日を以て開署式を行ひ、翌十二年三月更に隣接の民有地を購入し、應舎の増築を爲せり、其後土地家屋とも地方稅經濟に編入となり、兵庫分署又は戸場分署と改稱あるも、依然此應舎を用ひ、明治二十九年戸場警察署と改稱の後も、亦之を以て

其廳舎に充て、以て今に至る。

神戸警察署。明治二十六年十一月大に警察區域を變更し、従前の神戸警察署及兵庫分署を廢して、更に神戸警察署、兵庫警察署及戸場分署を置くや、神戸警察署は未だ其廳舎の竣工せざりしを以て、相生町なる兵庫警察署内に於て其事務を執り、之より先き位置を三宮町に卜し、内務省所屬舊外國人居留地警察署敷地跡を購求し、廳舎の建築に着手し、翌二十七年十一月に至て落成（建築費九千七百餘圓）せしを以て、同十二月一日開署式を行ひ、爾後之を其廳舎に充て、以て今日に至る。

警察費。今日に在ては、警察費の支出方法確定し居り、居留地取締費は政府之を支辨し、其他の警察費は、市部地方税及市郡連帶地方税を以てし、之に對し若干の國庫下渡金あり、其歩合等も判明すと雖も、十數年前に在りては、其支出方法頗る錯雜し、殆んど判明ならしむるに苦むものあり。

明治元年五月始めて市街取締を置き、次で船改役をして取締を兼務せしむるや、其經費は兩港の民費を以てし、次で設置せし市街捕亡吏の如きも、亦兩港内の民費を以てせしが、捕亡吏中、郡部の警保を司る者ありて、其管轄一般に涉りしかば、縣内の賦金より其經費の一部を支出し、又明治四年に至り、逮捕附屬を置くや、茲に司法、行政兩警察は始めて相分れ、且つ該逮捕附屬は全く兩港内の警察事務を司るものなりしかば、其經費は全部之を兩港の負擔とし、五厘金及び兩港町會所蓄積金の中より支出することゝなれり。而して同年十二月に至り、各府縣に捕亡吏設置の布達あるや、翌五年より兵

庫縣は千九百八十餘兩の官費を下附せられ、一般の司法警察なる逮捕の經費は、此に官費支辨となれり、後府縣警察費は、之を政府より下附せらるゝに及び、國庫下渡金を以て警察費を支出するに至りたりと雖も、兩港は開港地なるが故に、特に行政警察を密にせざる可からざるを以て、従前民費にて設置せし警察は依然之を存續し、五厘金等より之を支出せり、而して特に居留地取締の爲め、内務省にて設置せし居留地警察費は、政府悉皆之を支辨し、其廳舎の如きも別に之を設け、監督の如きも亦自ら別なりしを以て、判然其間に區別の存するものありしが、政府に於て之を廢止せし以來、居留地取締事務所は、一切神戸區の警察に屬し、五厘金よりの支出額大に増加するに至れり、即ち明治十一年に於る市内警察署の警官總數は、警部三十一人、巡查總數百五十五人にして、兵庫警察署（即ち湊川以東管轄）に於ける經費の如きは、概ね五厘金より支出されしものなり。

神戸警察署（即ち今の本部）	警部	二十五人	巡查	二十八人
兵庫警察署	同	三人	同	百十二人
柳原警察署	同	三人	同	十五人

明治十一年地方税規則の發布せらるゝや、府縣警察費の大部分は地方税支出に屬するに至れりと雖も、神戸區の警察費は、尙ほ其大部分を五厘金より支出せり、即ち十二年度の豫算に據るに、警察費は之を縣内各戸に割當て毎戸十錢とし、其割合にて巡查を配當せしものなるが、此計算に據れば、神戸市

の警察費は、僅に千八百餘圓に過ぎずして、之に國庫の補助金を加ふるも僅かに三十名内外を置き得るに過ぎざれども、實際に於て三百八十名(内警察本署二十六人、神戸警察署二百三十八人、兵庫警察署百十六人)を置けり、而して警察本署の分を引き去るも尙ほ残す處は三百餘人なり、此給費の一半は國庫の支辨に係り、一半は五厘金よりの支出に係るなり。五厘金より支出せし経費は豫算及精算の報告なしと雖も、同年縣令より神戸町會議所への報告によれば、同金中より支出せし高は壹萬八千八百餘圓なりと云ふ、亦巨額ならずや。同十四年に至り、郡區の經濟分離され、爾後一般の警察費は郡區連帶の負擔とし、特に神戸區の爲に設置する警察は、區部地方税を以て之を支出するの制となれり。然れども此時尙ほ五厘金支出の警察は、未だ全く廢止せらるゝに至らず、唯だ從前に比すれば其費用を減じ、從て亦警官の數を減じたるのみ。而して五厘金なるものは、元神戶港全體の用に充つべき經費にあらざるを以て、之より經費を支出せる警察は、只だ神戸部のみに設置(從前も然り)せしなり。縣會の筆記によれば、此年初めて國庫より貳萬圓支出云々とあれど、警察本部に存する書類に據れば、明治十二年地方税施行の年より國庫の支辨金あり、而して此年貳萬圓に増加されたるものならん。此時に當り政府は居留地取締費として、同年より金貳萬圓を下附さるに至りたれば、居留地取締の警察費用は、政府の支辨に屬し、神戸港に於る警察は、左の如き錯雜せるものとなれり、

警察本署、區郡連帶の外に國庫下渡金ありて經費を支辨す。

市内警察。

(一)區部地方税支出を以て神戸兵庫兩港の警察費を支辨す。

(二)五厘金支出を以て神戸部のみの爲め警官を置く。

(三)郡區連帶支出(裁判所、縣廳、税關内取締の爲めに警官を置く)。

(四)國庫下渡金

居留地取締警察。

國庫支辨

今之を同年度の豫算により、各警察署の巡查配置方法を見るに左の如し、

警察本署

(區郡連帶支出及國庫補助)

神戸警察署巡查二百名、國庫支辨七十名、地方税支辨四十六名、五厘金支辨八十四名。

但し内二十人は警察本署より臨時出勤。

兵庫警察署同九十六名、國庫支辨五十名、地方税支辨四十六名。

而して右の内地方税支辨の巡查中には、純然たる區部地方税よりの支出に係るもの即ち市内の警察を司るものと、又區郡連帶の地方税より支出せらるゝもの即ち裁判所、縣廳、税關内の取締巡查との二者あるなり、而して同年度の精算に據れば、壹萬五百餘圓は區部の負擔(内參千五百餘圓は國庫下渡金)、六百六拾壹圓餘は區郡連帶支出(内國庫下渡金百五拾貳圓)にして、外壹萬六千餘圓は五厘金よりの支出(五厘金の分は、確なる豫算及精算書なきを以て判明ならず)に係るなり。

翌十五年度には、五厘金支出の巡查は九十一人となり、翌六年に至り、國庫金下附金は貳萬參千圓に

増加され、巡査の配置にも多少の異動ありたれども、要するに明治十四年以降三四年間は、其財源の割合左迄の變動なかりき。即十七年六月末の現在の巡査及び其配置は左の如し、

神戸警察署

巡査百三十六名。市部地方税巡査四十名、國庫支辨巡査四十五名、區郡連帶支出巡査十一名。

兵庫警察署

巡査七十五名。區郡地方税巡査四十名、國庫支辨巡査 三十五名。

水上警察署

巡査十四名。國庫支辨巡査 十四名。

然るに其後五厘金の収入漸く減少せしを以て、地方税を以て之を補ひ、而して五厘金は明治十九年限り廢止せられしかば、爾後區郡地方税支出額は頗る増加するに至れり、同年兵庫警察署を廢して、神戸警察署の分署と爲したるが如き、蓋し之に基きしものならんか。

五厘金廢止以後、神戸市の警察費は、市部地方税、國庫支辨金、區郡連帶地方税の三財源（外に國庫の下渡金あり）と爲れり、國庫支辨金は之を取締費に充て、區郡連帶地方税は裁判所税關縣廳内等の巡査費用に充て、而して區郡地方税は市内一般の警察費用に充つるにあり。元來國庫支辨金は、一般の補助金若くは下附金と異にして、政府自から居留地取締を爲すの勞を省き、之を兵庫縣警察部に於て兼ねしむるものにして、換言すれば兵庫縣に之を委託するものと云ふも可なり、去れば其經費の如きも、縣經濟とは全く別にして、全部之を居留地の取締に費さるべからざるものなりと雖、當初は其間に判然たる區別なく、此費途によりて支出せる巡査の如きも、三分の一以上乃至二分の一を割て、

兵庫部（即ち當時の兵庫分署又は兵庫警察署に屬せしめ、水上警察署巡査の費用は、全部を國庫補助金より支出し、又囚徒傳遞費用の如きも同支辨とし、之が爲めに區の負擔は減少せり。明治十九年頃より國庫の監督漸く嚴重と爲り、居留地取締の外之が支出を許さるに至りしかば、囚徒傳遞費用の如きは、無論之を區郡地方税に移し、水上警察費用は區郡地方税を以て之に充て、又其巡査の如きも、兵庫警察署（即ち今日の戸場警察署）に配置する分は大に之を減じ、僅に五分の一内外に止め、他は悉く之を神戸警察署に配置するに至れり。而して明治二十六年警察區域を變じ、神戸警察署を以て兵庫警察署と爲し、兵庫警察分署を戸場分署と改め、新に三宮町に神戸警察署を置き、舊合に舊合分署を置くや、國庫支辨巡査は其大部分を神戸警察署に配置し、其後二十八年に至り、復た又警察區域の變更あるや、更に神戸警察署に配置の割合を増加せり。今更明治十六年以後の歲計年度に由らず、各年十二月現在の警察吏員數（水上も合ひ）及警察官一人に對する管轄人口割合を擧れば左の如し。

警察官及所轄人口割合

年次	警察署	警部	警部補	准判任	巡査	雇員	合計	現住戸數	現住人口	對警察官一人
明治十六年	神戸、兵庫、須磨、奥平野	一〇	九	五	三〇	三	二六七	未詳	未詳	八一九〇〇

め、次で翌九年之を交番所と改稱し、四ヶ所の内、多聞通及び湊町の兩屯所は、神戸、兵庫出張所と地區相接近するを以て之を廢し、翌十年一月に至り、榮町の交番所を廢し、次で又樋上橋の交番所をも廢止せり。

之より先き八年の改正に於て、八部郡奥平野、荒田、坂本、鳥原、石井、夢野、白川、車、妙法寺の諸村に交番所を設置せしが、十年十月に至りて之を廢止し、神戸、兵庫兩分署の管轄に屬せしむ。此に於てか神戸區及び近村には、一の交番所をも留めざるに至れり。後十四年七月に至り、原野村に交番所を設けて、兵庫警察署の管轄と爲し、同年十二月協議費を以て、駒ヶ林及び奥平野の兩村に各交番所を設置せり、爾後市内各所に漸次派出所を設け、二十年には神戸警察署管轄區内に十五ヶ所、兵庫警察署管轄區内に五ヶ所の多きに達す、翌二十一年に至りて大に之を減じ、神戸警察署管轄區内に六、兵庫署管轄區内に二となるに至れり、此に於てか民費にて派出所設置を請願するものあり、而して明治二十三年には神戸署管轄區内に一ヶ所、同二十四年には兵庫署管轄區内に二ヶ所を設置せり、即ち同年現在の派出所数は十一ヶ所(生田前、鯉川、北長狭通、相生町、東川崎町、西柳原町、新海岸通、上山手通、福原、西出町)となり、翌二十五年には更に増して二十五ヶ所とし、外に駐在所を二ヶ所に設置せり。其後多少の増減あり、明治二十九年に至り葺合村の内脇濱、同熊内、湊村の内奥平野、林田村の内今和田新田、同駒ヶ林、同野田、同長田、同糸木、同石井の六ヶ所に駐在所を設置し、派出所及

び駐在所の数は左の如くなれり。

神戸警察署派出所十二ヶ所、駐在所二ヶ所、水上分署派出所一ヶ所、兵庫警察署派出所九ヶ所、駐在所一ヶ所、戸場警察署同上六ヶ所、同上九ヶ所。

明治三十年に至り、更に立番所なるものを設け、同年六月を以て駐在所、派出所及び立番所區域を、左の如く改定せり。

神 戸

第一組合區神戸瀧道派出所。第二組合區生田前派出所。第三組合區下山手通派出所。第四組合區四ノ宮派出所。第五組合區北長狭通派出所。第六組合區再度筋派出所。第七組合區辨天町派出所。第八組合區元町通派出所。第九組合區海岸通派出所。第十組合區榮町立番所。第十一組合區三宮派出所。第十二組合區六軒道派出所。第十三組合區生田川派出所。第十四組合區新川立番所。第十五組合區脇ノ濱駐在所、熊内同上。

兵 庫

第一組合區宇治川派出所。第二組合區楠社西門派出所。第三組合區楠社立番所。第四組合區有馬道派出所。第五組合區荒田町派出所。第六組合區福原派出所。第七組合區相生町派出所。第八組合區東川崎町派出所。獨立區奥平野村駐在所。

○第五節、水上警察署沿革。 神戸港内出入船舶漸く繁く、水上取締の事亦忽にすべからざるを以て、明治十年六月兵庫縣乙第二百八十四號を以て、諸船舶取締の爲め、巡查をして臨時水上を警邏せしむる旨を布達し、神戸警察署より巡查を派して警邏せしむる事となり、而して未だ獨立の事務たるに至らざりしことは、上巻既に記せし所なり。今は、其後の沿革を述ぶ。

明治十四年二月に至り、神戸港水上警察署假規則なる者は發布されぬ、此に於て海岸四丁目(税關監視課西門南側)に臨檢所を設置し、水上警察署の事務を執る事となる。去れど右臨檢所は、税關監視課の附屬事務たるが如き姿にて、今日の水上警察とは多少其趣を異にせり。同十四年十一月に至り、縣達を以て神戸港兵庫港水上警察規則の發布あり、臨檢所を改めて水上警察署(位置は従前の通)と稱し、神戸警察署の管轄に屬せしめ、又兵庫島上町築島寺内に兵庫水上警察休息所なるものを設置せり。當時の職員は、警部二名、監督代理巡查四名、巡查十名、水夫十六人にして、従前に比せば規模稍、大

なり。同十七年には更に巡查二名を増員し、又同十九年八月には警報信號揭示の事務をも取扱ふに至る。斯くて事務漸く増加し、官舎の狹隘を告るに至り、新に海岸通に屋舎を建築し、同二十年七月之に移る。之と同時に始めて所長を置き、神戸警察署の下に屬して水上一切の事を監督せしめ、新に通譯官一名を置き、同二十一年五月には兵庫島上町に巡查派出所を新築せり。爾後此儘にて格別異動なくして繼續せしが、經費節減の結果、兵庫派出所を廢止せしに、同二十五年港灣區域擴張の事ありて、兵庫港内出入の船舶其數を増加せしかば復た又之を再興するの必要を感じ、同年(二十五年)十二月一日より島上町第二類船舶取締事務所を以て之に充て、今回は之を水上派出所と稱し、特に同所詰巡查六名を増員せり。同二十六年四月に至り、右派出所を船大工町に新築して之に轉ず、此月水上警察署を改めて神戸警察署水上分署と稱し、同時に權限を擴張し、又豫備巡查二名を増員せり。爾後毎年巡查一兩名宛を増し、同二十九年には、更に一名の特務巡查を置き、同三十年四月一日の現在吏員は左の數を見るに至りぬ。

署長一名、巡查部長四名、外勤巡查二十四名、豫備巡查二名、特務巡查二名、通譯雇一名、同年七月に至り外勤巡查二名を増員して、東税關に派出所を置き、又同年八月東棧橋に派出所を設け、之に充る外勤巡查二名を増員す、蓋し請願を以て設置するものたり。

從來同所取扱事務の二たりし警報揭示の件は、明治二十八年四月一旦之を廢せしが、同二十九年四月

に至り市費を以て再設し、同三十年四月に至り神戸測候所の創設ありて、同所にて之を取扱ふ事と爲りたるを以て、其事水上警察署の手を離るゝに至れり。

署長異動。 明治十四年二月始めて臨検所の設置せらるゝや、吉富武次郎御用掛を命せられ、同十四年十一月水上警察所と改稱せらるゝや、所長心得と爲り、同十六年更迭ありて、警部山崎巖所長と爲り、同二十年十一月又更迭ありて警部神谷清助所長となり、同二十一年警部佐藤寅吉所長を命せられ、同二十八年四月水上分署と改稱ありて警部川添爲一署長を命せられ、同二十八年一月警部大島元三郎署長と爲り、同二十九年四月又更迭ありて警部平尾正義署長に任ず。

規則。 水上取締に關し、逐年發布せられたる諸規則布令等は左の如し、

- 明治十二年三月三日甲第三十四號布達、蒸汽船吹笛鳴鐘規則(明治十二年十二月甲第三十九號にて改正)。
- 同十三年十二月縣達、雜波船及漂流物取扱手續(明治二十二年六月訓令第四十四號にて改正の上、新に發布せらる)。
- 同十四年二月甲第三十號布達、小形旅客汽船取締規則(同十八年六月甲第四十九號にて廢止)。
- 同十四年三月丙第四十四號布達、港内解雇客船營業取締規則(同年七月一日より實施)。
- 同年十二月丙第四十二號、沖食料營業取締規則。
- 同年十二月丙第四十三號布達、港内解雇船取締規則。
- 同十五年三月丙第二十六號布達、回漕業取締規則(同十七年八月丙第六十四號にて改正の上、更に發布)。
- 同十五年十月丙第五十七號布達、沖商業取締規則(同二十三年五月縣令第三十八號にて改正)。
- 同十七年丙第二十一號布達、神戸兵庫兩港に於る通船取締の件。
- 同年七月甲第六十九號布達、渡海營業取締規則。
- 同十八年五月庶第三百八十四號、神戸港燈臺局所轄竿燈構外に於て、干潮の節、解船等の船體を煮焼する者取締の件。

同年六月甲第四十八號布達、管下を航通する乗客汽船の遵守すべき事項(同二十二年四月縣令第八十八號)。
同年八月甲第七十四號布達、漁業採獲取締規則(同二十一年五月縣令第七十六號同上取締人の設置は地方便宜に任ず)。
同十九年八月縣令第五號、十九年六月逕信省令第十二號、及同年同省令第十九號に依り、船燈並に燈火信號旗を製造せんとする者の出願手續。

- 同二十年三月縣令第九號、屎尿汲取、竝塵芥掃除規則。
- 同年三月縣令第十七號、船燈信號器巡査規則。
- 同年九月本縣告示第五十九號、水上警構内に暴風標建設。
- 同年十月縣令第二十一號、火船運搬入港之時届出方。
- 同二十一年六月縣令第七十七號、港内解雇船營業取締規則、但十四年十二月丙第四十三號布達、港内運船取締規則、及同年同月丙第四十四號布達港内解雇客船營業取締規則は、右實施の時より廢止。
- 同年八月縣令第八十號、在來營業の解雇は、一ヶ年間使用猶豫の件。
- 同二十三年二月縣令、漁業者は縣の内外を問はず、組合規約に據るべき事。
- 同年十月本縣告示第七十九號、外國船乘込證書は、神戸警察にて下附の件。
- 同二十四年一月本縣訓令第七號、内外國船船位離離の時報告方。
- 同二十五年三月縣令第四十二號、遠警頭目改正。
- 同年三月縣令第四十九號、烟花打揚に付出願方の件。
- 同年七月七日縣令第八十六號、飲料水販賣營業取締規則。
- 同二十六年五月縣令第五十五號、石油槽船及石油槽取締規則。
- 同二十七年五月縣令第四十七號、逕信省に於て免許を得たる船燈製造人にあらざして、船燈燈燈の修繕を爲さんとする者は、許可を受くべき件。
- 同年四月縣令第四十五號、朝鮮國より本縣下へ牛皮骨を輸入する者の届出方。
- 同年六月訓令第四十四號、移氏保護規則施行規則。
- 同年九月本縣告示第二百十號、内外貨物回漕に付外國船雇入手續。

同二十八年八月縣令第四十一號、嗜好飲料販賣取締規則。

同年九月縣令第五十二號、縣下沿海に於て潜水器を使用し、漁業を爲すもの禁止の件。

同二十九年十月縣令第七十六號、漁業取締規則。

同年同月縣令第七十七號、神戸税關擴張工事區域内に緊船並に航運禁止の件。

同三十年三月縣令第二十二號、兵庫縣營業稅雜稅取締規則。

○第六節、市政制度沿革。明治十二年七月郡區町村編制法の發布ありて、翌十二年一月神戸、兵庫兩市街、及坂本村を以て神戸區と爲し、四月一日より區會規則を施行し、全區を六部に分ち、每部二人乃至八人の議員を選擧せしめ、其總數を二十五人とす、其選舉區域は左の如し。

神戸鐵道南部五人。同北部五人。兵庫湊川東部五人。兵庫岡組南部八人。兵庫北濱部四人。同南濱部二人。

明治十三年四月區町村會法の發布あり、各役場區内に聯合會を組織す、同十九年六月區内の役場區域に變更ありて二十年六月區會議員の數を更め、總員二十人と爲る。又其選舉區は之を神戸部、湊川東組、湊川西組の三と爲る。

同二十二年四月一日市制實施の結果、從前の神戸區は葦合及荒田の兩村を合併して神戸市となり、議員の定員を三十六名とし、之を四區に分ち、即ち左の如し。

第一選舉區(葦合區)、第二選舉區(神戸區)、第三選舉區(湊東區)、第四選舉區(湊西區)。

同五月七月初めて市會を開設す、是れ市制實施後第一回の市會なり。之と同時に市制に基き、區會條

例を制定し、市を四區に分ち、每區に區會を設く、區會の名稱及び議員定數は左の如し。

神戸區會 神戸部 二十四人 (鐵道筋以北諏訪筋以東六人、同以北同以西六人、同以南同以東六人、同以南同以西六人)

湊東區會 湊川東部 二十人 元岡方十人、元北濱六人、元南濱四人。

湊西區會 湊川西部 二十人 元岡方十人、元北濱六人、元南濱四人。

葦合區會 葦合部 十人 同二十五年七月、葦合區會議員の定數を増して十八人とし、區内を三部に分ち、鐵道以南生田以東より六人、鐵道以南生田川以東より六人、生田川以西より六人を選擧することゝなる。

同二十八年四月市會議員の總數を増して三十九名とす、七月更に區會條例を改正し、元湊川東部及び元荒田村を以て湊東區とし、此所に湊東區會を設け、議員の定數を二十人とす。

同二十九年四月一日より湊村、林田村、元須磨村の内池田村を市部に編入せし結果、同十二月湊區及林田區を追加し、區會議員の定數を左の如く定む。

湊區 元湊村 十二人 (一)池田村五人、(二)駒ヶ林、野田村十人、(三)東尻池、西尻池、御崎、今和田、新田、吉田、新田三人。

同三十年三月同上の結果として、市會議員の選挙も亦左の如く改定せり。

八三四

第一選挙区(葦合区) 四 名 (二級一名、二級二名、三級一名)

第二選挙区(神戸区) 十一 名 (一級二名、二級四名、三級四名)

第三選挙区(湊東區及湊村) 七 名 (一級二名、二級二名、三級三名)

第四選挙区(瀨西區及林田村一區)
(舊須磨村の内池田村) 十八 名 (二級六名、二級六名、三級六名)

市部縣會に就ての沿革は、明治十一年七月府縣會規則の發布あり、翌十二年二月兵庫縣達を以て、議員の数を七十二名と定め、神戸區より選出の議員を二名とす。此に於て選挙を執行し、神田兵右衛門、藤田積中當選す。五月十五月初めて通常縣會の開會あり、之を第一回の縣會とす。第一回の縣會に於て最も注目すべき出来事は各郡區分離經濟論なりき、同案は議員荒木健治外二名に據て提出せらる。其要旨は、各郡各其經濟の狀を異にするが故に、諸經費中流行病費、縣會議話費、浦役場難破船費、勸業費、遠書諸費を除くの外、總て之を各郡の自治に任せんとす云ふにあり、多數の同意者ありて、府縣會規則により之を内務卿に建白するに決す。越えて翌々十四年度の通常縣會に於ても亦此議論出で、遂に郡部と區部との經濟分離を内務卿に建議するに決し、將に其手續に及ばんとするに當り、同年布告第二十號を以て區郡經濟分離許可の達あり、因て建議を見合せ、議事を中止し、神戸區に於る選挙を執行す。従前は議員二名なりしかを増して十二名とし、新に増員の十名を選挙せしに、白洲

退藏、川西清兵衛、島九藤右衛門、中西市藏、小寺泰次郎、小曾根喜一郎、神田甚兵衛、塚本伊左衛門、武田九右衛門、吉田兵太郎當選す。此に於て四月十二日更に縣會を開き、先づ郡區分離經濟の法を定め、次で同月二十三日に至り區部會を開く、是れを第一回の市部縣會とす。

(補)區郡經濟分離の事に就ては、此に補述を要する沿革あり。抑も明治十二年に於て縣會の開かるゝや、郡區の議員數に相違あるを以て、多數の壓制は、遠慮會釋なく行はれたり。當時區部議員は藤田積中、神田兵右衛門の二人なりしが、藤田積中は今や既に亡し、生存者に就て當時の事情を質すに、其語る所左の如し。

最初の縣會議員は郡が七十二人、區が二人で、縣會でいつも區郡經濟の事で衝突する、之れは兎角百姓議員と町人議員だから、百姓議員は皆破壊主義で、費用をなんでもかんでも節減し、云ふので、町人議員たる藤田君と私は、營繕などは立派に遣りたい、そこで遣て見るもの、いつても二人に七十二人で仕方がない、意見は通らん、處が三府と神奈川縣には、郡區經濟を異にすることを得ると云ふ法律がある、そこで之れは逆も七十二人に二人では仕方がないから、神奈川縣に倣ふて、郡區經濟を別にして貰ふと云ふ事を思ひ付たから、之れを區長を始めとして有志者に相談を掛けた、處が大賛成を得た、夫れで我々は、縣會開會中であつたが、有志者と共に上京して、法律を出して、神奈川縣の様にして貰ひ度と云ふ事を請願する事に極めた、此時有志の人

八三五

々は大に運動して市民を鼓舞し、運動の金を出した様な次第で在た、其頃流車は通じて居ない、先づ大津まで行で、船で湖水を渡り、晝夜兼行で行かうと云ふので、木曾街道をして六日目に東京に着た、其上京した人は自分と川西清兵衛、塚本伊左衛門、山口尙、北風正造、其時の區長村野山人、關戸良平等で在た、段々請願した處が、遂に志を達して、法律を出して神奈川縣のやうに郡區經濟を別にする事に成た、之れが即ち神戸市の有志者が、一致の運動と云ふ事を爲したる嚆矢で、郡區經濟を異にする發端であります、併し當時別にせずして遣る方が得ではあれど、區は區で別に遣らねば、例へば道路の取崩げにも、郡部議員の同意を得ねばならん様では、區の事業の發達を妨げるといふ先見を、當時立てたのであります、此上京の序でに、兵庫には米相場所もあるにまだ電信がない、依て電信の建物だけは有志より寄附するから、電信を引て呉れると云ふ事を願つた、是も幸に許されたれば、上京の時も有志者は大津まで送て呉れた人もあるが、歸神の時には、有志の歓迎會をして呉れるなど、誠に珍らしい事であつた云々。

始め縣會の開設あるや、縣廳舍内に假議事堂を設け、其後區部會の開設あるに至り、北長狹通四丁目なる第一區會議所を以て議場に充てし事あり、同年度の議會に於て議事堂建築費貳萬圓の支出案を可決し、地を下山手通四丁目元植物試驗場の中央に下して工事に着手し、同十五年四月に至りて竣工す、依て同月開場の式を擧げたることは既に前章に記せり。

同十七年の區部會に於て、區の行政區域に従ひ、區内の選舉區域を三部に分たんとの建議ありて、討議の末之を可決す、而して縣會は此決議を認可し第三次改選の期(即ち同年四月)より改正區域に従ひて議員を選擧せしむ、即ち神戸組五名、湊西組五名、湊川東組二名、蓋し従前は選舉區域なく、而して湊川東組の如きは選舉有權者の少きを以て、第二次の選舉に當りて一名の議員だも出す能はず、全數十二名の議員は、皆神戸組及湊川西組の占むる處と爲りしかば、茲に區域を定むるの必要を感じ、明治十六年度の通常區部會に於ても此建議案を出すものありしも可決せられず、同十七年に至り、湊川東組部内聯合會より其建議を縣會に出し、議員も亦再び其建議案を議場に提出し、始めて其可決實行を見るに至りたるなり。

同二十二年七月神戸組に葺合村を編入し、湊川東組に荒田村を編入したれば、明治二十三年一月縣達を以て、神戸組に一人、湊川東組に議員二人を増員することとなり、同年度の改選期より之れを執行せり。

明治二十二年に至ては、其四月一日より市制の實施あり、爾後區部會を市部會と改稱す、同二十九年八郡郡林田村及び同須磨村ノ内池田村を神戸市へ合併の事行はれ、而して同年十月一日より府縣制實施となりたれば、縣會議員定數を更めて、神戸市選出議員の數を五名とし、同月五日選舉會を執行し、同二十八日を以て府縣制實施後第一回の臨時縣會を開きしが、翌二十九日を以て府縣議員規則第四條

により、神戸市に於て選挙すべき縣會議員の數を十名とし、十一月十二日を以て新に増員せる五名の選挙を執行せり、即ち此増員は府縣制第二十七條第四項により、縣會の職權に屬する事件にして専ら神戸市に屬するものと、専ら他の部分に關するものとを區別し、郡部會及び市部會を組織せんが爲めなりし。

○第七節、學區制度沿革。 明治十年十二月小學區畫の改正あり、兵神兩市街を三小學區に分ち、宇治野川以東を第一小學區、宇治野川以西湊川以東を第二小學區、湊川以西即ち兵庫一圓は第三小學區となる、去れども小學校の數に至ては、敢て従前と異なる所なかりき。

明治十五年二月教育令の趣旨に基き、小學校設置區域を改正す、神戸區内の學區は従前と異ならずと雖も、分校の數に於て多少の相違を見たり。本校には上等科を置き、分校は下等科のみを置くの制にして、即ち左の如し、

第一番 小學區

宇治野川以東五十一個町

神戸小學校(北長狹通三丁目)神戸小學校分校(同上)同分校(元町三丁目)同分校(元町四丁目)同分校(下山手通六丁目)同分校(宇治野町)

第二番 小學區

湊川以東宇治川以西八個町一個村

相生小學校(上橋通四丁目)相生小學校分校(東川崎町)

第三番 小學區

湊川以西四十三個町

兵庫小學校(兵庫永澤町)兵庫小學校分校(同上)同分校(宮内町)同分校(湊町)同分校(西出町)同分校(切戸町)同分校(和田崎町)

而して八部、花原兩郡に於ける、後年神戸市に編入せる地方の學區及學校の配置は左の如くなりき。

八部郡第一番小學區

奥平野外三村

湊山小學校(奥平野村)同分校(鳥原村)

同 第二番小學區

長田村外四村

長田小學校(長田村)同分校(長田村字西野)

同 第三番小學區

東尻池外五村

眞野小學校(東尻池村)

同 第四番小學區

駒ヶ林村外一村

駒ヶ林小學校(駒ヶ林村)

同 第五番小學區

妙法寺村外六村

神撫小學校(妙法寺村)同分校(白川村)同分校(西代村)同分校(車村)

菟原郡第一番小學區

葺合村

雲中小學校(熊内村)同分校(小野新田)同分校(脇濱)

明治十六年小學校規則の改正あり、従前の上等小學及び下等小學を改正し、高等、中等、初等の三科と爲し、小學校設置區域を左の如く改む。

第一番學區

高、中、初等科。 神戸小學校(北長狹通四丁目)。初等科。 同山本分校(山本通三丁目)。

同元三分校(元町三丁目)、同元四分校(元町四丁目)、同宇治野分校(宇治野町)。

第二番學區

高、中、初等科。 相生小學校(上橋通四丁目)。初等科。

同枝ヶ尻分校(相生町)、同湊北分校(東川崎町)。

第三番學區

高、中、初科。 兵庫分校(兵庫永澤町)。初等科。 同大路分校(同上)、同湊西分校(西出

町)、同湊南分校(湊町分校)、同湊東分校(東出町)、同七宮分校(北宮内町)、同明親分校(切戸町)、

同中ノ島分校(新在家町)、同和田分校(和田崎町)。

明治十九年復た小學校令の改正あり、従來の高等、中等、初等科を改めて、高等科及び尋常科の二と爲し、更に簡易科なるものを置き、高等科は一郡區に限るに一校を以てす、此に於てか市内小學校設

置區域は、左の如く變更せり。

第一番學區

尋常科(北長狹通四丁目)。簡易科(元町通三丁目)。同上(下 hands 通六丁目)。同上(宇治野町)。

第二番學區

尋常科(上橋通四丁目)。簡易科(東川崎町)。

第三番學區

尋常科(永澤町)。簡易科(永澤町)。同上(東出町)、同上(和田崎町)。

第一番、第二番、第三番學區組合校

高等科(坂本村)。

明治二十二年四月より、菟原郡葦合村は神戸市に編入さる、依て同郡第一番學區を神戸市第二番學區とし、従前の神戸第二番學區を第三番學區とし、第三番學區を第四番學區とせり。而して新に第二番學區となりし葦合村小學校は、即ち雲中小學校にして明治六年四月の創立に係り、葦合村熊内にあり、明治十五年以後小野新田及び脇の濱に分校を有せしが、同十九年の改正によりて一校となれり。明治三十三年に至り、小學校令復た改正せられ、一郡市内に數個の高等小學校を設立し得ることとなりて小學校設置區域は、左の如く變更せらる。

神戸高等尋常小學校(北長狹通四丁目)。同上元三分教場(元町三丁目)同上元四分教場(元町四丁目)、宇治野尋常小學校(宇治野町)。

雲中高等尋常小學校(葦合村熊内)。

湊川高等尋常小學校(上橋通四丁目)。同上東川崎分教場(東川崎町)、同上坂本分教場(坂本村)。

兵庫高等尋常小學校(永澤町)。同上永澤町分教場(永澤町)、明親分教場(切戸町)東出分教場(東出町)和田分教場(和田崎町)。

明治二十九年八部郡の内湊村及び林田村等の市部に編入されしを以て、西野尋常小學校、眞陽尋常小學校、湊山尋常小學校は神戸市の學區中に屬するに至れり。西野尋常小學校は長田村の内西野に在り、明治六年十月の設立にして、同十五年以後長田小學校の分校と爲りしが、同十九年以後尋常小學校となり、又眞陽小學校は東尻池村にあり、明治六年の創立に係り、同十九年以後尋常小學校となり、同三十年四月高等尋常小學校となる。又湊山尋常小學校は始め鳥原に分校を有せしが、同十九年以後一

校となり、其後眞陽小學校と共に高等尋常小學校となれり。今明治十八年以後に於ける、小學を齡兒童の就學不就學割合を表示すれば左の如し。

學齡兒童就學不就學割合

年次	總數	就學	不就學	百中就學數	年次	總數	就學	不就學	百中就學數
明治十六年	九一六八	三九六二	五二〇六	四二〇二	明治二十三年	二四六三三	七二六三	一七三九二	二九四六
同十七年	九六三三	五二六二	四三七一	五四六六	同二十四年	二五九三六	一三〇三九	一三六九七	四六四三
同十八年	一〇六五九	五八六二	四七九七	五五二八	同二十五年	二六四六〇	一三〇二一	一四一五九	四八二一
同十九年	一〇五九九	六三四五	四一五四	六〇〇三	同二十六年	二七五三九	一六三三三	一五八九六	四二二六
同二十年	一〇六〇六	六三〇七	四二九九	五九〇三	同二十七年	二七五三四	一三二五九	一四三〇〇	四八〇九
同二十一年	一四七九九	六六三三	六一六七	五三三三	同二十八年	二五四四二	一三六四四	一三六二七	四八六〇
同二十二年	一九二二七	九二二六	一〇一〇一	四七四七					

○第八節、師範學校の沿革。明治十年一月下山手通七丁目(其後北長狹通に移り、十年更に下山手通七丁目に移る、現今の地是也)なる縣下師範傳習所を改めて、之を師範學校と稱し、翌十一年四月に至り、同校内に附屬小學校を設け、又十一月同校内に中學を開置し、之を公立神戸中學校と稱せ

り。同十二年九月に至り、一旦中學を廢止の後、翌十三年九月に至り、更に師範學校内に公立模範中學校を設置す、該中學校は翌十四年七月以後、神戸中學校と改稱し、同十六年五月に至り廢止せらる。同十八年に至り師範學校内には寄宿舎を新築し、之れと同時に隣地に體操場を購入せん爲め、縣會は參千餘圓の支出を認諾せり、然るに地價騰貴の爲め之を果す能はず、依て同二十年に至り舊植物試驗場の地凡二千坪を以て之に充つるに至れり、此年縣會議場同校舎を湊川以西若くは生田以東の静閑なる地に移さんとの議現はれしも、遂に否決となりき。同年九月神戸師範學校の名稱を改め、兵庫縣尋常師範學校と稱す、且つ其附近なる商業學校の舊校内に分教場を設け、後分教場を廢して本校内に建増を爲し、以て一校舎となして現今に至る。

○第九節、中學校の沿革。 明治十一年初めて神戸師範學校内に中學を開置し、公立神戸中學校と稱す、是れ神戸に於る中學校の濫觴なり。同校は神戸區内聯合學區の決議を以て設立せしものにして、縣費より四百五圓餘の下附あり、之を區費と合せて維持の法を立つ。然るに翌十二年に至り、學區聯合會は此支出を否決せしを以て、九月を以て廢校せり。翌十三年度の縣會に於て、縣廳は更に模範中學校設置の原案を提出して否決さる、依て之を神戸區の協議費に移し、神戸區は協議費を以て、神戸師範學校内を借りて教場と爲し、以て模範中學校を設置せり、其經費は僅かに貳千圓に過ぎざれば、規模甚だ不充分にして、之を模範中學校と名づくるは妥當ならざるの感あり、依て同十四年七月以降之

を神戸中學校と改稱す、同十五年に至り中學校令の改正あり、此規則に従はんとすれば多額の費用を要し、到底區費の負擔に堪へざるを以て、同年五月限り之を廢し、中學校は茲に暫く其跡を收む。斯くて其後中等教育の必要を説く者漸く縣會議員に多く、中學校設置の議論は屢、繰返へざる、而かも不幸にして可決の運に會せざりしが、明治二十年度の縣會に於て始めて之を議決せり、而して其位置は之を神戸にせんとの議論ありしも行はれず、之を姫路に設置することとなり。同二十七年度の縣會に於て、中學校増設の建議出で、依て縣知事は翌二十八年度の縣會に議案を提出せしも、設置延期の説多くして廢案となり、翌二十九年度の縣會に於て始めて可決さる、此に於て神戸、豊岡、洲本、柏原の四ヶ所に於て中學校を設置することとなり、神戸中學校は地を嘗合村なる生田川と二宮との間に卜し、三千五百餘坪を敷地とし、貳萬四千餘圓の豫算を以て校舎を新築し、同二十九年四月一日より之を開校す、即ち今の兵庫縣尋常中學校是れなり。

○第十節、商業學校沿革。 明治十年神戸商業學校設立の議起り、縣廳に於ては之が規則を編制し、同年十二月を以て生徒募集の旨を廣告す、校舎は關戸由義の家屋(北長狹通)を無家賃にて借り受け、兵庫に夜學分校を設け、二ヶ年にして商業に必要な學科を授け、又實地演習を爲さしめんが爲め、校内に船問屋、製造問屋、及び銀行の三局、其他諸商賣に關する一局を設けて以て其用に供し、力めて實地を目的とするの仕組なりしかば、開校と同時に之を商業講習所と改稱せり、初め經費は縣費及び

其他の收入を以て支出し、同年縣會の開設せらるゝや、縣廳は參千圓の經費を地方税より支出せんとすの原案を提出せしに、該經費は宜しく神戸區の協議費より支出せしむべしとの論ありて、結局壹千圓の補助を與へらるゝに止まりたり。該補助費は明治十三年迄繼續し、翌十四年に至りて遂に拒絶さる。是より先き貿易の發達に應せんが爲め、語學校を起すべしとの説漸く高まり、縣廳亦此議を納れて、明治十一年に先づ英語學校を元町三丁目六十九番屋敷に設置し、翌十二年一月より開校、修業期限は三ヶ年せり、其經費は五厘金、寄附金及び其他の收入を以て之に充て、次で支那語學校をも設立せしが、此に至て此二校を合併し、其費用を省きて悉皆五厘金を以て維持することゝなれり、此年度に於て支出せし同校の經費は、貳千八百餘圓に過ぎざりし。其後漸次に規模擴張せし、經費も隨て大に増加せり。同十六年度に至り、農商務省より五千圓を下附せられ、區部地方税より五百圓の補助を仰ぎ、且つ五厘金よりも尙ほ四千貳百餘圓を支出し、外に授業料收入參百餘圓に達せしかば、茲に壹萬貳千餘圓の財源を得、爾後下山手四丁目舊共進館跡に移し、益々規模の擴張を計り、從前の校長は岡山縣の講習所長を兼任せる者なりしも、新に専任の師を聘し、且つ學科の程度をも高からしめて、修業年限三ヶ年となす。同十八年度に至り、農商務省の補助は取消され、豫備資本と爲せし五厘金も亦漸次に減少せしかば、大に經費支辨の道を失ふたり、依て縣知事は區郡連帶地方税より支出せしめんとの議案を縣會に附せしも成立せず。同二十年度の縣會に至りて初めて區郡連帶の支出となれり。此に於てか明

治十九年六月を以て、縣立神戸商業學校と改稱し、寄宿生をも置くに至る。創立の當時は、生徒數甚だ少く、數回の募集を重ねて僅かに三十人の入學者を見るに過ぎざりしが、同十三年頃より夜學科を設け、市内の徒弟を教授することに力めしかば、夜學科に於て三十人内外の生徒あるに至れり。然れども同十七年末に於て、尙ほ生徒の數は正科三十九名、夜學三十七名に過ぎざりき。爾後擴張に擴張を勉め、商業學校と改稱せる頃には、生徒總數百二十八名（内二十名寄宿生、此時夜學科を廢し、總て正科と爲す）となる。

同二十年に至り、從前橋通二丁目にありし警察本部の下山手通に移るありて、其建物は神戸醫學校の教場となり、翌二十一年に至りて醫學校は廢止されしを以て、商業學校は下山手通より此に移り、從前の校舎は之を師範學校の附屬教場に充つ。其後右の醫學校跡を増築若くは修繕すること數回、又明治二十九年には、寄宿舎取拂の上一棟の教場を新築す。同二十九年に至り實業教育獎勵の爲め、三十年代より國庫補助金貳千五百圓の下附あり、爾來一層規模の擴張を施し、同二十九年末の生徒現在數は、百七十七名に及べり、之を開校當初の數に比すれば、殆んど十倍の増加とす。今校長又は校長心得の任に當りし人々の姓名と生徒累年數等を表出すれば左の如し。

年	次	は校長又	員生徒	經費	年	次	は校長又	員生徒	經費
---	---	------	-----	----	---	---	------	-----	----

明治十一年	甲斐 織衛	九九	二、四〇〇	明治二十一年	岡部 則光	五、八四〇
同十二年	同 上	八八	二、四〇〇	同二十二年	佐藤勇太郎	四、九七〇
同十三年	箕浦 勝人	一六一	二、四〇〇	同二十三年	菅川 清	五、七二〇
同十四年	鹿島 秀磨	一六二	四、四〇〇	同二十四年	林 俊太郎	五、九六〇
同十五年	三原國二郎	一二八	四、四〇〇	同二十五年	高橋豊三郎	四、七二九
同十六年	同 上	一九七	五、〇〇〇	同二十六年	九岡久太郎	五、七六四
同十七年	同 上	二九九	五、〇〇〇	同二十七年	平生釭三郎	六、一五二
同十八年	同 上	二九九	三、八七〇	同二十八年	今立 吐醉	六、一八七
同十九年	同 上	二九九	四、二七〇	同二十九年	島田 重祐	一七六
同二十年	岡部 則光	二九九	四、〇五〇	同三十年	同 上	一七六

校長の交代は殆んど毎年の如く、三原の五年間勤続したる外、甲斐織衛、岡部則光の二ヶ年在勤したるを見るのみ、而して明治二十八年迄に、卒業生を出せしこと百九十五人なり。

○第十一節、獣醫學校沿革。 家畜、殊に兵庫縣の名産たる畜牛の蕃殖に伴ひ、獣醫養成の必要を唱ふる者多し、此に於て兵庫縣知事は、明治二十一年度の縣會に於て、講習所設置の原案を提出して其協賛を得たり、依て神戸商業學校舊校舎の一部(一部は師範學校の手工科教場たり)を以て其用に充て、二十二年四月より開所せり。(其經費は二ヶ年四百圓、生徒は定員五十名なりしが、實際平均三十人

内外にして修業期限は一年半)の規定たり。斯くて獣醫を養成すること百餘名、然るに明治二十五年

度に至り、兵庫縣會は經費の支出を肯はず、此に於て同年三月を以て廢校せり。

○第十二節、神戸商業會議所沿革。 明治十一年七八月の交、その當時の兵庫區長神田兵右衛門は、神戸商業講習所長甲斐織衛と諮り、將に兵庫港に於て商人懇話會を設け、有志者の集會を謀らんとするに當り、偶、東京に於て、商法會議所設立の舉あり、此に於て此兩名は、懇話會の計畫を轉じ、略ぼ、東京商業會議所の旨意に則り、商業會議所設立の議を起し、同年九月區長神田兵右衛門、副區長生駒治左衛門を始め、兵庫港の有志者を島上町十六番地(荷問屋會所)に招集し、兵庫縣大書記官岡本貞、第二課御用掛牛場卓藏、神戸商法講習所長甲斐織衛等も亦之に會し、共に該會所設立の事を談議し、此に二十九名の發起人を定む、而して神田兵右衛門、藤田積中、北風正造、生駒治左衛門を主務に。川西清兵衛、有馬市太郎、岩田正吉、澤田直太郎を理事に。安國治郎兵衛、武貞廣三郎、藤本安兵衛、木下長左衛門を用度に。柏木莊兵衛、藤井又兵衛を會計となし、他の人々中にも世話掛の分擔を定め、會該所設立の廻文を草し、縣廳の了承を得て、區長は之れに奥印を爲し、各戸長へ回達せり、其略に曰く、

近來商業の不振より、自然と港市の衰頹に赴くを慨き、有志輩協議の上、今般島上町に於て、新に商業會議所を發起假設し、時々集會して諸商業の利害得失を討議し、處置方法を詮議して、實着有益

の基本を考定し、本港永久の良圖を企てんとす。希くは本港在住の諸商及諸工等の内、吾輩の憂ふる所を同く憂ふる如き人は、何業に拘はらず速に來會して、各自の意思を述へ、協和親睦して各業の進歩を謀り、本港の繁榮を興さんことを。該件は吾輩發起人より懇請して、區長より縣官へ上申せし所なれば、漸次に事務の規則等を整定し、遂には確固不變の一大會議所と爲さんと欲す。故に之を廣告して、以て有志の人を招募す。請ふ一家の業を營む人は、従前の習風に苟安せず、舊守の悪弊に拘泥せず、斷然奮發心を起して、夙く來て吾輩發起人を相扶けて、本港の商業を挽回維持せんことを議せられよ。

明治十一年九月

兵庫縣商業會議所發起人

右之通此度發起開設中に付、市中商業同志の方へ廣告致度旨申出候間、此段及與印候也。

明治十一年九月

第二區正副區長姓名

其後數日、神田兵右衛門は會頭に、藤田積中は副會頭に選舉され、又島上町舊問屋會所は狹隘なるを以て、更らに鍛冶屋町舊北濱總會所を借り、之れを會場に充つることとし、幾何ならずして、神田兵右衛門の發議により、商業會所を商法會議所と改め、其規則草案を議し、更に副會頭一名、理事二名を選舉せしに、北風正造は副會頭に、熊崎五郎、有馬市太郎は理事に當選せり。越えて十月該會議所費金課出の方法を議し、發起人と社員との別なく各金百圓宛を醸し、之を毎月拾圓宛徴收（此拾圓宛

の醸金は其後之を徴收し、該會議所の費に供したり）することに定め、此に略ぼ該會議所設立の基礎を定め得たれば、右設立許可の願書を認め、先に議定し置たる規則、見込書を添へ、之を縣廳に差出せしに、十四日附を以て願の通許可せられたり、即其願出等の詳細は左の如し。

兵庫商法會議所設立願

近來商業不振より、自然と港市の衰頽に赴くを慨き、私共協同發起し、商業會議所を設置し、同志輩を募集の同達致度に付、其旨先般御届申上候處、今般更に兵庫商法會議所と改稱し、時々集會して諸商業の利害得失を討論し、一般通商上の成規、慣行を改良せしめ、實着有益の基本を一定し、本港永久の良圖を企んとす、依て此商法會議所設立の儀、御准允被_レ成下_一度、別紙見込書相添、此段奉_レ願候也。

明治十一年十月

神戸區兵庫出在家町平民

神田 兵 右 衛 門

外二十八名

右之通願出候に付與書仕候也。

區長 神田 兵 右 衛 門

兵庫縣令 森岡昌純殿

書面商法會議所設置の趣聞屆候條、時々商業の景況報可致事。

明治十一年九月

兵庫縣令 森 岡 昌 純

八五二

第一條 社員選舉の事。(第一節)商法會議所社員は、別紙連名簿人員と假定せり、(第二節)社員は

兵庫縣下攝津國第二區内在籍、又は一年以上寄留し、既に商業を營み、相應の家屋を所持したる者に限り、衆説の異議なきに於ては入社之望に應ずべし、故に社員を限らぬものとす。但し騙瞞坐贖の刑に處せられ、又は身代限の處分を受たるもの、及二十歳未滿の者は之を拒むべし、(第三節)入社人は、衆議又は自己の都合にて退社するの外、年期なき社員たるを得べし、(第四節)社員中役員に選舉せらるゝものは、追て協議の上年限を定むべし、役員なるものは、證として會議所に於て辭令書を渡すべし。

第二條 役員選舉の事、(第一節)商法會議所の役員は、社員一同の投票六分以上の多數を以て、總社員中より選舉し、其選任すべき役員は、會頭、副會頭、理事たりとも、會議に於ては各一社員たるの權利を有すべし、(第六節)會計、書記、翻譯方、筆生は、會頭の見込を以て、社員中又は社外の人より選任す、且社員中より選舉されたるものは、其職務に就ては、會頭の指揮を受け、

衆議投票の時は、社員たる權を有す。

第三條 職務の事(略)。

第四條 事務の要旨、並に社員集會議事開場手續の事、(第一節)會議所に於て議事に付するは、都て一般の商業に係るべき要務に限るべし、議目は縣廳より下議せらるゝもの、又社員中より建築するものに於て、會議に附すべしと斷案する條件を衆議す、(第二節)會議は毎月三度、一の日、即ち一日、十二日、二十一日(臨時祝日は除く)を以て、午後一時開場するを常例とす、又臨時會議は、會頭の考案に依るか、又は社員中十名以上の望によりて、何時にても之を開くべし、臨時會議は、之を遅くも三日前何件を議するの爲め開場する旨を傳達し、其件を限り之を決議し、他の事件に涉るべからず。

以上の事迹に依て之を考ふる時は、兵庫商法會議所の設立は、明治十一年七八月の間に胚胎せしと雖も、其始めて世に發表し、公然此名稱を冒したるは、實に同年十月十四日に在るなり。抑も此月日は兵庫商法會議所の誕生日として之を記憶せざるべからざるのみならず、其後明治二十年に至て發生せし、現今の神戸商業會議所の種子の、始めて地に降されし日として記憶すべきの日なり。而して今此最も記憶すべき兵庫商法會所の誕生日第一日に當りて、名を該所の會員に列せしものは、實に左の二十九名なりき、但し此等の人々には、縣廳より獎勵の爲めとして、該會議所會員たる事を證明せる、

八五三

辭令書類似のものを渡されしなり。

八五四

神田兵右衛門、藤田積中、北風正造、生駒治左衛門、川西清兵衛、岩田正吉、有馬市太郎、澤田眞太郎、安國治郎兵衛、藤本安兵衛、武貞廣三郎、木下長右衛門、柏木庄兵衛、藤井又兵衛、魚住惣左衛門、荒川藤兵衛、澤田辰太郎、粟田儀助、諸井粘右衛門、前田澤之助、粟賀兵兵衛、熊崎善太郎、神田甚兵衛、増田三平、長谷川保兵衛、金場小平治、最上新左衛門、山本彌次郎、谷勘兵衛、此會議所許可の日を去ること五六日にして、會頭副會頭の連署を以て、左の懇願書を縣令に差出せしに、縣令は直に其意を納れ、十月二十九日第二區に向て、公然の論述文を發せり、其文意は該會議所より添付したる、見込書草案と大同小異なりき。

商法會議所事務上に付懇願書

今般商法會議所設立許可相成候に付ては、當港各商業之者を集同評議爲し致、漸次に諸商繁盛の目途相立候様致度勉勵仕候、然るに當港之各商業は、依然と舊習之弊風を頑守し、容易に現今の事情世態に通じ難く、開明の活路に進入不致哉の景況に有之、因て熟考仕候に、第二區中の諸商工業者へ篤と御説諭被_レ成下_レ度には付ては、左に陳述仕候件々御體察之上、御告發相成候様仕度、就ては別紙見込草案の旨趣御斟酌の上、御諭達被_レ成下_レ候は、該會議所事務進歩上に幾多の勢力を得候儀に付、此段奉_レ願候也。

所謂別紙見込草案なるものは、左の如くなり。

第二區中各商業輩へ御告達相成度件々

- 一 商業會議所へ加入致度者は、該所へ申出で其差圖を受け、議員又は傍聴者たるを可_レ得事、但し何人に不限例會議日の時限には、傍聴勝手たるべし。
- 一 同所より呼出を受たるものは、其時限に本人出頭は勿論に候得共、不_レ得_レ已事故ある時は、其趣相断り出で、代人等差出すに就ては、委託を得て本人同様の心得を以て出頭可_レ致事。
- 一 同所を以て各商業の總取締と心得、都て協議を遂げ差圖を受_レ可_レ事。但諸相場其他業務上に關する事件に付、該會議所より問合ある時は、至急に答辭致すべき事。
- 一 各商業の内、一商毎に組合を結立し、申合規則を調製致すべき事。
- 一 申合規則調成の上は、必ず商法會議所の議事に附し、可否の評論を受け、決定の上、尙又本廳の伺を経べき事。
- 一 規則整頓に就ては、一商毎に其取締人を兩三名宛投票を以て選任致し、即ち其取締人を商法會議所の委員と爲すべき事。但同業に新舊の間、隔離差別を主張する等は、新舊雙方より一二名宛委員を差出すべし。
- 一 各商の内に組合等の行届かざるは、何等の事由たる譯を雙方より商法會議所へ申出で、議事に附

八五五

て是非を決すべき事。

一各商の奮習悪弊を頑守し、他の説諭をも用ゐず、或は商法會議所の議事に附すると雖も、其議決にも依頼せざる輩は、度外人たるを以て組合に漏るゝの譯にて、其權利を自ら損害するに因り、斯の輩は商法會議所より本廳へ申立つべき事。

一新規營業鑑札を願出候者は、住地の戸長奥書之上、必ず先づ商法會議所の調印を請求して後に、本廳へ願出づ可き事。但廢業願の節も、右に準すべき事。又縣廳より諭達を請はんとせる、見込草案は左の如くなりき。

第二區中各商へ御諭達の見込草案

今般第二區兵庫島上町に於て、商業有志の輩協議設立出願致候商法會議所の義は、本港永久の繁盛を圖り候良全の趣旨たるを以て、縣廳に於て許可致候に付ては、各業諸商人共、各職業の得失研究の爲め、該會議所へ加入申込み、其議員に列し、又は傍聴に出席し、議事を賛成或は討論し、往々商業改良進歩を誘導可致候、尤本港諸商の如きは、從來の弊習を株守し、各自一己の小利を貪りて、永遠の洪益を慮らず、終に奸商の名義に陥る者不尠、或は舊業の者は新業の者を蔑視し、其交際の疎濶なるより、竟に互に仇讎視するが如き惡弊を生じ、同業懇親の信義を失ひ、自然と其間に損害を醸す等の類多分有之哉の趣に相聞へ、商賈の業上に於て有間敷事に候、因て自今各商業の輩は、

商業の輩は、同業相互に協同結合し、一商毎に組合を立て、申合規則を取調べ、商法會議所の議事に附し、可否論究決定の上、該規則を本廳へ差出許可の伺を稟請すべし、尙了解致し難き儀も有之に於ては、係り官吏又は商法會議所主務に諮詢致し、各自の意見、尙其舊染に執迷するれば、斷然と悟了し、速に組合規則を設け、各商正實の職業を營み、本港永世商業盛大の基を企望奮興致候様致度、此旨懇々諭達候事。

是より始くの間は、毎月一六の日に於て開會し、諸荷物間屋並に穀物仲買申合約定規則等を審議せしが、同年の末に至り、更に之を毎月三回五の日の集會に改めたり、爾來明治十二年十月に至る迄は、不振ながらも依然繼續せしと雖ども、其間別に事迹の記するに足るものなし、然るに此年に於て、郡區制度の制定あり、從來の第一第二の兩區を合併して、更に神戸區を置かれ、茲に兵庫、神戸は一致に歸せしを以て、今兵庫港のみに於て、此商法會議所を維持繼續せんよりは、寧ろ兩港協同して共に之を利用するの便且つ益あるに若からざるのみならず、又之に因て兩港の一致をして益々鞏固ならしむるに足るべけんとして、互に協議を盡したる上、遂に之を神戸區商法會議所と改稱し、區協議費より年五百圓を補助することとし、既に衰頽に赴かんとする運命を未然に防ぎ、以て規模を將來に擴張せんとし、乃ち縣令に向て該會議所新築費として、金壹萬圓を拜借せん事を出願し、又事務上に就ての懇願書を差出せり。此新築費拜借の願出では、頗る當時の狀況を盡したるを以て、左に之を掲ぐべし、

然れども此事は、遂に指令を得ざりしなり。其願書に曰く、

商法會議所維持方法に付拜借金願書

商法會議所の有益なる、今更に贅言不仕候得共、方今の時勢愈、以て其適切にして、一日も猶豫遷延難し致を覺悟仕候より、昨十一年九月中舊第二區内兵庫島上町に於て、一時借宅開業仕、該港各商業中有志輩時々招集會議仕り、且費用の義有志若干名より醸出仕拂致來候得共、事業の義未だ著效無之、徒に月々醸金を消費仕候のみに付、有志輩と雖も自然倦怠を生じ可申哉と頻に痛歎仕候處、今般區會議員一同に於ても、該商法會議所の不振を慨嘆致し、協議費徵收方法決議に至り候上にて、其剩餘の内金五百圓丈毎年補助可致の議決に相成候に就ては、従前の兵庫港商法會議所の名稱を改め、更に神戸區商法會議所と相稱へ、兵庫(舊第二區)神戸(舊第一區)兩港合併の會議所開設仕度、就ては兩港中間適宜の地に、新規建築仕不申候ては諸商協同難致の掛念有之、折角設立の美譽且區會議員補助の篤志も水泡に歸し可申と深く苦慮仕候、右に就ては今日人民の適度を揆り候に、何分にも官府の厚き御保護を蒙り不申候ては、維持方法に困弊仕候間、此際に當り、官金壹萬圓拜借仕度奉願上候、左候得ば右金額を以て會議所新築、且將來各商進歩の爲め、有益の事業を設起仕度と種々焦心罷在候、將右拜借金返納の義は、明治十三年より向ふ三十ヶ年賦、毎年一月七月兩度に返納仕度候間、何卒當區商業獎勵、港民榮昌の基御汲察被成下度、前件金額御貸下御聞濟被成

下度、此段懇願仕候也。

兵庫縣神戸區商法會議所

副會頭 藤田 積中
同 上北 風正 造
會頭 神田 兵右衛門

兵庫縣令 森岡 昌純 殿

翌十三年一月に至り、會議所を神戸區東川崎町六番地(專崎橋内)に移し、同二月の會議に於て白洲退藏を會頭に、藤田積中、長尾景弼を副會頭に、有馬市太郎、長谷川一彦(會計主任)、神田兵右衛門、橋本藤左衛門、武田九右衛門を理事に選舉せり。然るに長尾景弼は上京中にて不在、白洲退藏は間もなく其任を辭し、藤田積中獨り其任に在りしと雖も、是れ亦三月に至りて其任を辭し、其際爾後は正副會頭を置かず、理事にて事を處せんことを建議し、之に賛成を得て藤田自からも其理事員中に加はがたり。是より降て同年六月に至り、田鎖綱紀(會議所書記)なるもの、編輯出版人となりて會議所より神戸商況新誌第一編を發兌す、其記せし所の事項は、緒言、商業會議所論、商況、雜報、神戸製紙所の記事、第一國立銀行神戸支店報告略解、香港の商況、上海の商況、神戸税關輸出入及び貿易屑布の輸出高、香港の物價報告、上海の物價報告、兵庫神戸商況及物價等にして、新誌は半紙二ツ折十六頁

程のものなりき。此後二ヶ月即ち八月の末に至る迄は、依然該會議所の名實を存し、縣令に向て再度の懇願書を呈し、其維持上の事に關して上陳する事等あり、又當時勸業課に在りし本山彦一等は、其衰運を歎きて盡力する所ありしと雖も、夫より以後は公然其喪をこそ發せざれ、其實同會議所は既に溘然として鬼籍に上り、其遺産の如き或は之を興亞會に付し、又は之を神戸商法講習所に托したる迹あるのみ。

抑も斯の如く兵庫商法會議所が、神戸區商法會議所と改り、其面目を一新せんとするに當り、未だ十分なる組織の定らずして忽ち立消の姿に至りたるものは、是れ果して何等の事に原因せしか、時世尙ほ其設立を早しとせしに因るか、將に人心舉て皆之を不用となせしに因るか、夫れ既に之れに補助するに五百圓の協議費を以てせり、何ぞ人心舉て不用とせしと謂はんや、又其未だ兩港合併せざる前に於て、兵庫人民は既に之が設立の要を感せり、然らば則ち其時を去る殆んど二年の後、豈に之を時世に適せざる早計なりと認むるを得んや、今熟ら其事迹によりて其情を推すときは、該會議所が此憐むべきの運命に遭遇し、嗚々の聲と共に直に夭折したるものは、蓋し其組織の鬆疎なるに乗じ、外部より反對の性質を帯びたる原素の、之に攻撃を加へたるに因るものならざる歟。

前會議所の亡びたりし後七八年の間は、實に我國經濟社會の變動最も甚だしきを極め、從て商業の興廢甚だしき時なりしにも拘らず、未だ商法會議所の再生するを見ずして在再明治十九年の末に至りぬ。

時に内海縣知事深く之を慨し、私かに有志を勸誘する所あり、山川勇木、小寺泰次郎、田中元三郎等奮て之に應じ、先づ發起人として十數名の同志を募り、共に該處の復興を議し、遂に十月十日付を以て知事に一篇の願書を差出したり、其略に曰く、

商法會議所設立並補助金下渡願

商法會議所の商工業に洪益を與ふるは、世人の夙に認識する所なり。而して商工業の農業に對し、輔車の關係を有するは亦世人の夙に熟知する所なり。然らば則ち商法會議所は、獨り商工業に洪益を與ふるのみならず、併せて農業に重大の利益を與ふること毫も疑を容るべからず。蓋し聞く歐米各邦の如き、商業地あれば則ち商法會議所ありと。我國に於ても東京、大阪、横濱、馬關、大津、長崎の如き、夙に商法會議所の設置あり、以て商工業の運命を旺盛ならしむるの機關とせり。抑も神戸港は關西第一の市港、内外人の輻湊する處、貿易の利、運輸の便、他の地方に超絶す、宜しく夙に商法會議所の設置あるべし、然るに前年一旦此設けありしも、未だ幾ならずして廢絶し、今日に至るまで尙未だ興復の機を得ず、空しく洪益を度外に措けり、豈に惜むべく歎すべきにあらざるや。如此にして在再歲月を遷さば、何の時か此設置を視、何の日に於てか此洪益を享需するに至らんか、某等深く之を憾じ、惟ふに明治十五年以降、慘憺を極めたる商業の阻滯も、紙幣復價の今日に至り、漸く將に通流融解の期運に達せんとせり、若し今日にして之を設置せずんば、抑も又何れの歲月を

期せんや、某等同志の者、慨歎之餘、今般奮て本港に一の商法會議所を設置可し致旨評決仕候、願くは閣下時態を洞察せられ、速に商法會議所設置の允准を下されんことを。然りと雖も某等の微力、永遠に其經費の全額を負担せんことは、逆も難相整候間、商法會議所が商工業に與ふる洪益と、農業に與ふべき重大の利益とを垂鑑し、設置の允准と共に相當の補助金御下付相成候様致度、尤設置の場所並に規則等は、別段御認可を仰べき筈に御座候、此段奉懇願候也。

山川勇木、鈴木岩次郎、田中元三郎、池田貫兵衛、山本勇太郎、中西市造、小寺泰次郎、松原良太、島丸藤左衛門、岡田元太郎、池長通、川西清兵衛、神田兵右衛門、藤田積中、有馬市太郎、船井長四郎、生島四郎左衛門。

前書願出候に付奥印仕候也

神戸區北長狹通四丁目外五十ヶ町

戸長 山田佐兵衛

同兵庫湊川東上橋通四丁目外三十ヶ町

用掛 戸長直木政之介代理 太田年太郎

同兵庫湊川西小物屋町外四十三ヶ町

戸長 加藤治郎兵衛

兵庫縣知事内海忠勝殿

斯くて十一月十七日に至り、右願意を納れ、知事は左の指令を以て之を認可せり。

書面之趣會議所設立之儀は聞届候、補助金下附之義は追而何分之義可相達候事。但設立之場所並規則共別段認可を乞ふ可し。

明治十九年十一月十七日

兵庫縣知事 内海忠勝

已に會議所設立は認可せられしを以て、發起人等は山川勇木、田中元三郎、藤田積中の三名に該地規則の編纂を托せしに、同二十年二月に至り其稿を脱し、之を發起人一同に諮りしに、別段異議もなかりければ、直に縣廳に差出し、知事の認可を経たり、其詳細は左の如し。

神戸商法會議所規則認可願

神戸商法會議所設立之義皆て出願候處、御認可を蒙り候に就ては、今般私共協議の上右規則別冊の通相定度奉存候間、御認可被成下度、此段奉願上候也。

明治二十年二月九日

川西清兵衛外二十名

兵庫縣知事内海忠勝殿

書面願之趣聞届候事。

明治二十年二月二十五日

兵庫縣知事 内海忠勝

第一條 本會は神戸區に於て之を設立し神戸商法會議所と稱す。

第二條 本會は神戸區各商業全般に關する利害得失を論議し之が隆盛を圖るを目的とす。

第三條 本會は商業上に關する利害得失に付本會の考案を官に建議し若くは官より諮問ある時は之を調査し或は之を會議に付して奉答することあるべし。

第四條 本會は商業上に係り紛議を醸成し雙方の依頼を受る場合に於ては之が仲裁を爲し和解を取扱ふことあるべし。

第五條 本會は本區商業金融運輸等の景況を調査し之が統計表を製して各會員へ報告すべし。

第二章 會員組織

第六條 本會の會員は組合會員有志會員及び名譽會員の三種より成立つものとす。

(一) 組合會員は各商組合中に於て一名又は數名を選擧するものにして其組合の委員たる資格を有する者を云ふ

(二) 有志會員は銀行諸會社及び商人にして特に會員たらんことを希望するものを云ふ
但有志會員は本會の紹介を以て本會々頭及び理事の許諾を得るを要す

(三) 名譽會員は經濟法律上の學術に長じ若くは商業に經歷ある者にして本會の請に應じ會員たるものを云ふ。(以下各條は之を略す)

第五章 會計

第二十二條 本會の經費は毎年豫算を立て一月の總會に於て議決し之を組合會員及有志會員の頭に割付け毎年二月中に徴收する者とす。

第二十四條 本會の經費及書記以下役員の給料は正副會頭理事協議の上之を定むるものとす。(以下略)

次に之を會議所の本體より論ずるも、亦創立の順序より考ふるも、先づ適當なる位地を選んで、屋舎を新築するにあらざれば、特に實際多人數の集會に不便なるのみならず、或は之なきが爲めに、遂に會議所の會議所たる目的を達するを得ざるの場合も之れなきにあらざるならん、左れば先づ敷地を用意すること第一番なりとの議ありて、幸ひ區役所に隣りたる鐵道局の用地は、當時該局に於ても之を使用せず、廣く且四方よりの便利にもあれば、之が拂下を出願せんと決し、乃ち知事迄願書を差出せしに、其意幸にして許可せられ、地坪千七百七十五坪一合九勺四才を、金貳千九拾五圓七拾錢五厘の代金にて拂下げられたり。是より先き知事は、神戸商法會議所補助費の議案を兵庫縣會區部會に下附せられしに、該會に於ても其擧を賛げ、殊に本年は創立の際なれば、其入費として原案に六百圓を増額し、

合計貳千圓を二十年度補助費として區部地方税より支出する事に決し、知事より其趣を發起人等に達せられしを以て、發起人等は直ちに此金を以て敷地代金を支辨したり。尙ほ本所創立の費金に就ては、此外神戸區會に於て參百圓を區協議費より支出することに決せしと、其他米商仲買澤野定七外十三名より五拾圓、米商會所より拾五圓、及び會員加藤政徳より七圓、合計七拾貳圓の寄附ありたり。越へて三月八日に至り、發起人等相會して、最早斯の如く規則の認可も濟み、敷地の買入も調へ、創立の業も稍、其緒を得たれば、此上は屢、會同して事を處するは却て何か不纏りの處もあるべければとて、乃ち神戸部二名(山川勇木、小寺泰次郎)仲町部に一名(松原良太)兵庫部二名(岡田元太郎、藤田積中)都合五名の總代を發起人中より選び、之れに諸般の事務を委ね、且つ當分假事務所を神戸俱樂部内(當時東川崎町舊株式取引所内)に設けて一名の書記をも雇入れ、庶務を理せしめ、一方には縣官區吏と共に力を會員募集に盡せり。然るに未だ其募集も終へざる中に、既に他府縣より彼れ是れ神戸港の商業上に就き取調方を照會し來るあり、愈、會議所の組織を固め、事に實地に從ふの急要あるを感じ、四月一日より一週日の間、神戸又新日報紙上に廣告して曰く、當商法會議所設立場所並に規則共、巽に縣知事閣下の認可を得候に付、爾來神戸俱樂部内に假事務所を設け、事務取扱居候處、追々會員申込の向も有之、其他府縣より照會相成候件も不尠候に付、不日會員總集會相催し、會頭理事等夫々選舉可致候間、有志の諸君は來る四月十五日迄に、會員申込書御差出相成候様致度、此段廣告候也、但會

員申込證票並規則書等は、御申越次第相渡可申候也。と此に於て會員申込の者頗る多く、期日に至り合計三十名に及び猶ほ引續き申込者あるの勢なりき。且又豫て神戸俱樂部幹事と會議所發起總代との間に契約を取扱ひ、會議所の敷地を賃渡し、其樓上を會議所の新築落成迄使用すべき筈なりしが、當時建築中なりし神戸俱樂部の未だ其效を奏せざりしかば、更に會員申込日限の日延を廣告せり、之れに先ち發起人總代山川勇木は英京龍動府へ赴任したれども、最早總會も遠きにあらざればとて其缺を補はず、殘四名にて事務を辨じ、六月十日に至て發起人總會事務所内に開き、此に初めて役員の選舉をなし、指名を以て村野山人を會頭に、小寺泰次郎を副會頭に推し、投票を以て藤田積中、田中元三郎、神田兵右衛門、岡田元太郎、松原良太を理事に選びたり、此日會するもの十四名にして、内海縣知事を始め、其他書記官、屬官等數名亦之れに列し、共に前途の方案等をも談議し、本所の經費として發起人會員の別なく、一人一ヶ月金壹圓宛を贈出することに決したり、即ち此決議によりて、發起人は六月より、其他會員は七月より會費を贈出せり、此時既に神戸俱樂部の新築落成を告げ、會議所の假事務所を其樓上に移したりしと雖も、固より會議所の爲めに之を建築したるものにあらざれば、狹隘にして到底總會等を開き難く、速かに會議所を新築せざるべからざるを感せし折柄、恰かも好し、宮内省御買上げになりし東川崎町舊三井銀行持家の頗る破損して、逆も同局の使用に立ち難く見ゆるものあり、此を以て發起人等相議して、此家屋を無代價にて會議所へ下渡されんことを知事へ出願せし

に、知事は早速其趣を宮内省に稟請し、日ならず願意を許可せられ、尙舊貿易會所より縣廳へ差出し
わりし財産賣却代金六千圓を會議所新築費に下げ渡されしを以て、直ちに之れが新築に着手せり（此
新築費に就ては、其後復た之を縣廳に請求して、神港公共の事業に支出すべき金筋より、七百餘圓を
下付せらる）其願書等は頗る會議所の新築上に密接の關係を有し、神戸商業會議所の沿革骨子となる
べきものなるを以て、之を左に録す。

宮内省御用邸中の建物御下與の義に付願

當神戸港の義は外國貿易の要衝にありと雖、是迄商法會議所なるもの無之候處、近來益々商事上進
に際ひ、其必要を感じ、今般之を設立し、茲に家屋新築の計畫御座候處、目今創立に際し、種々の
費途を要し、爲めに新築の資に乏しさを以て、相當の構造を爲す場合に難し至、彼是苦慮仕候、然
るに兵庫東川崎町御用邸内の建物、曾て三井銀行より御買上相成候とも、差向き御用途に難し相立
哉に傳承仕候、就ては御必要にも無御座候は、特殊の御詮議を以て、當會議所へ無代御下與被
成下度奉願上候、然るに於ては右建物を移し其足らざる處を補充建築仕候は、大に費途を減じ
便益不尠義に御座候、尤も傍ら内外貴賓接待等の用にも供し得べき様、其構造上注意を加へ置き、
且幸ひ御用邸と其距離遠からざる以て、時々該省其他の御用をも被仰付度左候は、獨り本港公共
の用に充つるのみならず、公私の便益とも奉存候間、右事實御洞察之上、無代價御下與之義其筋へ

御稟議被成下度此段奉懇願候也。

神戸商法會議所

明治二十年六月二十二日

會 頭 村 野 山 人
同副會頭 小 寺 泰 次 郎

兵庫縣知事内海忠勝殿

此願書に對し七月七日縣廳より左の如く達書ありき。

神戸區兵庫東川崎町宮内省御用邸内に在る元三井銀行より御買上の建物、其會議所建築の爲め無代
價下渡相成候様出願有之候處、今般開屆相成候旨御指令有之候間此段及御通達候、將亦兼而元
貿易會所より差出候財産賣却代金公共の爲め使用の見込を以て、當縣廳へ保管相成居候處、右は今
般下渡の御用邸建物と同時に、其會所建築費途へ差向け相成候間、新築着手の節は、本縣主務課へ
御協議可相成此段豫じめ及御通達候也。

明治二十年七月七日

兵庫縣第二部長

書記官 梅 若 誠 太郎

兵庫縣第一部長

會議所會頭村野山人殿

爾來會員追々増加し、既に有志會員五十三名、組合會員四十四名、合計百一名の多きに至りたれば、七月十日初めて總會を縣會議事堂に開き、會議所規則追加案を討議せり、此日出席するもの七十一名、内海知事亦傍聴の爲め臨席し、午後には於て一場の演説をなして、深く會員に向つて將來益、會議所の盛大に赴かんことを望めり。同月十七日引續きて總會を開き、前會に於て議し残りたる規則追加案を議し、後數日にして知事の認可を経たり。

是より九月上旬に至る迄に、組合會を開きしこと都合六回、神戸區吳服太物商組合規約、及び同營業仲間規約に對する意見を審議せしが、此月に至り規則追加の條項により、初めて二十三名の常議員と、理事神田兵右衛門辭任に付、其補缺員を選みしに、理事に小川銷吉當選し常議員には左の人々當選せり。

常議員

井上保藏、横田孝史、矢田積、有馬市太郎、山本龜太郎、鹿島秀麿、加藤政徳、徳田利彦、川西清兵衛、池田貫兵衛、山田佐兵衛、三城彌七、中西市藏、鈴木清、矢野寅一、服部駿、塚本伊左衛門、鈴木岩次郎、船井長四郎、魚澄惣左衛門、山本徳藏、増田三平、大森榮介。

爾後十二月の終まで、總會を開きたることなしと雖も、常議員會を開くこと八回、會議員の建議或は

縣知事よりの諮問等を討議せり。明治二十二年一月二十五日總會を開き、役員の改選を行ひたるに、會頭村野副會頭小寺重任し、四月十六日には新築會議所の落成開所式を舉ぐ。十月十五日商業諮問員として、山本龜太郎、鈴木岩次郎、濱田篤三郎、有馬市太郎、池田貫兵衛、魚澄惣左衛門を選ぶ、蓋し此諮問員定置の事は、農商務大臣の命に出るなり。此年未組合三十名、有志會員は五十名なりき。明治二十三年一月二十六日役員の改選ありて、會頭副會頭は依然たり。此年に至ては其筋よりの諮問又は會員の建議等甚だ多く、會議所たる實績着々として舉り、日清商の隣寸商標偽造一件の私裁、又は濫濫擴張建議等、事實上に於て有益の機關たるを示せり。翌明治二十三年九月法律第八十二號を以て、商業會議所條例の發布ありしかば、同條例に遵ひ、神戸商業會議所設立の議あり。十月二十四日設立創始會を開き、有馬市太郎、村野山人、池田貫兵衛、加藤政徳、小川銷吉、濱田篤三郎、岡田元太郎を創立調査委員となす、十一月五日委員は調査の報告を爲し、設立申請書草案を議決して、設立までの委員を有馬市太郎、加藤政徳、池田貫兵衛、高徳藤五郎と定む。十一月二十日設立申請、十二月九日認可を得。已にして明治二十四年一月二十七日神戸市長は發起人の請求を以て、二月十日議員選舉の旨を公示す、投票數は二百十三通にして、議員數は四十名の規定たり。

二月十六日神戸市長は議員を招集して初會を開き、出席員二十五名なりき。越て二十四日總會を開き、明治三十四年三月より六月三十日迄の經費及び賦課徴收法を議定せり、支出豫算六百拾壹圓拾叁錢七

厘となし、所得税額を九等に分ちて之に課す其課率は一等五百圓以上(當時一人)課税拾圓、二等貳百圓以上(當時一人)課税六圓六拾六錢七厘、三等百圓以上(當時四人)課税五圓、四等五拾圓以上(當時六人)課税四圓、五等參拾圓以上(當時十七人)課税參圓參錢參厘、六等貳拾圓以上(當時四十人)課税貳圓六拾六錢七厘、七等拾五圓以上(當時三十五人)課税貳圓、八等五圓以上(當時百十八人)課税壹圓拾六錢七厘、九等參圓以上(當時二百六十九人)課税六拾六錢七厘、而して定款は、會議所會員選舉後六十日、即ち四月九日迄に認可を主務省に出願すべき筈なりしも、尙ほ此時定款の模範と爲すものなかりしを以て、五月九日まで延期を申請し、五月一日の總會にて之を定め、六月二十七日認可となる。岡田元太郎上京して、此事に斡旋したり。此認可日附の前日、即ち六月二十六日の總會にて、神戸商法會議所の財産を、新設會議所へ無代讓與の議定り、引繼金額九百拾九圓參拾參錢八厘の内、新會議所創立費百七拾貳圓七拾七錢貳厘を扣除したる殘額、七百四拾六圓五拾六錢六厘は新會議所の基本財産となれり。其翌日を以て二十四年下半期の經費豫算、並びに徵收方法を左の如く申請せり。支出金額九百四拾九圓五拾錢、此徵收賦課法は、所得税五百圓以上(一等)拾五圓、貳百圓以上(二等)拾圓、百圓以上(三等)七圓五拾錢、五拾圓以上(四等)六圓、參拾圓以上(五等)五圓、貳拾圓以上(六等)四圓、拾五圓以上(七等)參圓、五圓以上(八等)壹圓七拾五錢、參圓以上(九等)壹圓、斯くて七月六日總會を開きて、會頭に中上川彦次郎、副會頭に岡田元太郎を選出し、八月五日特別會員として小

川辨吉、渡邊尙、徳田利兵衛、鹿島秀麿、櫻井一久、神田兵右衛門、田邊貞吉、松本常盤を選舉せり。已にして中上川會頭辭任に付、補缺選舉の結果村野山人當選す。爾來重要問題の討議數回、每會特別會員二名乃至四名、通常會員十三名乃至二十名の出席を見たり。十二月一日に至り二十五年度の豫算を千八百八拾九圓九拾五錢貳厘と定め、所得税賦課率を一等參拾圓、二等貳拾圓、三等拾五圓、四等拾貳圓、五等拾圓、六等八圓、七等六圓、八等參圓、九等壹圓八拾錢として徵收せり。

明治二十五年四月十八日會頭村野辭任、五月二十八日山本龜太郎其後任を襲ぐ。此年招集二十五回にして、流會九回を超ゆ、而して會員半数の出席を見たるは、僅に二回のみ。十二月二十六年度の經費を千八百四拾八圓と定め、賦課率を進めて一等四拾圓、二等參拾圓、三等貳拾圓、四等拾五圓と爲す、五等以下は、敢て増進する所なし。明治二十六年四月二十五日會員半数改選を行ふ、此時より選舉競争行はれたりき。同二十七年六月を以て山本龜太郎、岡田元太郎は會頭、副會頭に重任す、而して議員選舉に競争の行はるゝに拘はらず、重大なる問題討議の際に於てすら、出席員甚だ少なく、會議所の效績に向て指彈する者尠なからざるを見る。爾來現今に至るまで、特に記すべき沿革なし。今第一回乃至第四回に至る、會議所會員として就任せし人々の姓名表を調査するに左の如し。

商業會議所會員姓名表

(表中の數字は年月日一印は引續次回留任)

廿四年二月十日	第一回	補	缺	廿六年四月廿八日	第三回	補	缺	三十年四月十日	第四回	補	缺
村野山人				山本龜太郎				山本龜太郎			
池田實兵衛				杉山利介				杉山利介			
有馬市太郎	第一回退			有馬市太郎	退			岸本豐太郎			
川四清兵衛				本城安次郎	退			室谷藤七			
澤田清兵衛				瀧川辨三				瀧川辨三			
濱田篤三郎				岡田元太郎				岡田元太郎			
直木政之介				池田實兵衛				池田實兵衛			
中四市藏	神田其兵衛			馬渡俊期	退			有馬市太郎			
高橋藤五郎	第一回退			岸本豐太郎	退			丹波良造			
山本龜太郎				長田大介				長田大介			
岡田元太郎				中四市二				中四市二			

八七四

廿四年二月十日	第一回	補	缺	廿六年四月廿八日	第三回	補	缺	三十年四月十日	第四回	補	缺
中上川彦次郎				小曾根喜一郎				小曾根喜一郎			
井上保藏				牧野榮介				牧野榮介			
船井長四郎				兼松房次郎				兼松房次郎			
加藤政總	大橋庄太郎			泉谷文七				泉谷文七			
魚澄惣左衛門	第一回退			小野權四郎	退			本多義知			
生島四郎左衛門	第一回退			小曾根喜一郎	退			横田孝史			
丹波謙藏	同			前田德左衛門	退			鎌田覺藏			
森本六兵衛				澤野定七				澤野定七			
柏木庄兵衛				直木政之介				直木政之介			
横田孝史				後藤勝造				後藤勝造			
加藤治郎兵衛	第一回退			丹波謙造	退			米光源之介			
山本彌兵衛				川四清兵衛	退			藤田松太郎			

八七五

今井太左衛門	桑田 彌兵衛	池田清右衛門	鈴木 清	瀧川 辨三	瀧澤莊左衛門	佐伯 信之	大島 兵太郎 三三三辭	鈴木 岩次郎	松原 瓦太	播磨 幸七 三三三辭	杉山 利介
	同	同	第一回退				藤本 安兵衛 第一回退	第一回退		貴島 主靜 第一回退	
今井太左衛門	吉尾 利八	桑田 彌兵衛	牛田 藤吉	瀧川 辨三	瀧澤莊左衛門	佐伯 信之	牧野 榮介	藤田 松太郎	松原 瓦太	生島四郎左衛門	杉山 利介
退				退		平野 仁次郎			池田清右衛門 退		退
北風 牛七	吉尾 利八	桑田 彌兵衛	牛田 藤吉 元三死	中村 謙藏	西口 清助	坪井 多三郎	牧野 榮助	藤田 松太郎	中川 榮次郎	生島四郎左衛門 元三資格消	辰巳 忠兵衛 元三死
	退	退	横田 孝史 退				退	退		河四 善兵衛 退	
北風 牛七	中口 勝次郎	本多 精二	前田 徳左衛門	中村 謙藏	西口 清助	坪井 多三郎	小野 權四郎	桑田 彌兵衛	中川 榮次郎	高徳 藤五郎	筑井 長十郎

小川 辨吉	大松藤右衛門	市田 左右太	後藤 勝造	北風 正造	神田兵右衛門	鹿島 秀磨	渡邊 尙	小川 辨吉	神田兵右衛門	櫻井 一久	神田兵右衛門
第一回退	三三元死	第一回退						米光源之介			
小川 辨吉 元三三辭	水渡甚右衛門	中口 勝次郎	後藤 勝造	北風 正造	神田兵右衛門	鹿島 秀磨	渡邊 尙	米光源之介	吉武 誠一郎	櫻井 一久	平生 貞三郎 三三三辭
退			退	退					吉武 誠一郎		今立 吐辭 三三三辭
吉武 誠一郎	水渡甚右衛門	中口 勝次郎	神榮株式會社	市ノ川 續山株式會社	神田兵右衛門	鹿島 秀磨	渡邊 尙	米光源之介	吉武 誠一郎	岩原 謙三	今立 吐辭 元三三辭
退	退	退			退				退	牛場 卓藏	八杉 平太郎 退
神田兵右衛門	今井太左衛門	株式會社 濠東 協和銀行	神榮株式會社	市ノ川 續山株式會社	廣瀬 滿正	鹿島 秀磨	渡邊 尙	花蓮倉庫株式會社	神田兵右衛門	牛場 卓藏	春田 源之丞 三三三辭
											莊 清次郎

同上特別會員

松本常盤	田邊貞吉
三河三喜辭	田邊貞吉
三河三利彦	高木貞作
高木貞作	渡邊 倫
高木貞作	川西 清兵衛
退	

八七八

神戸開港三十年史下卷畢

明治三十一年十月二十日印刷
 明治三十一年十月廿五日發行

定價金貳圓


發行者 開港三十年紀念會
 神戸市

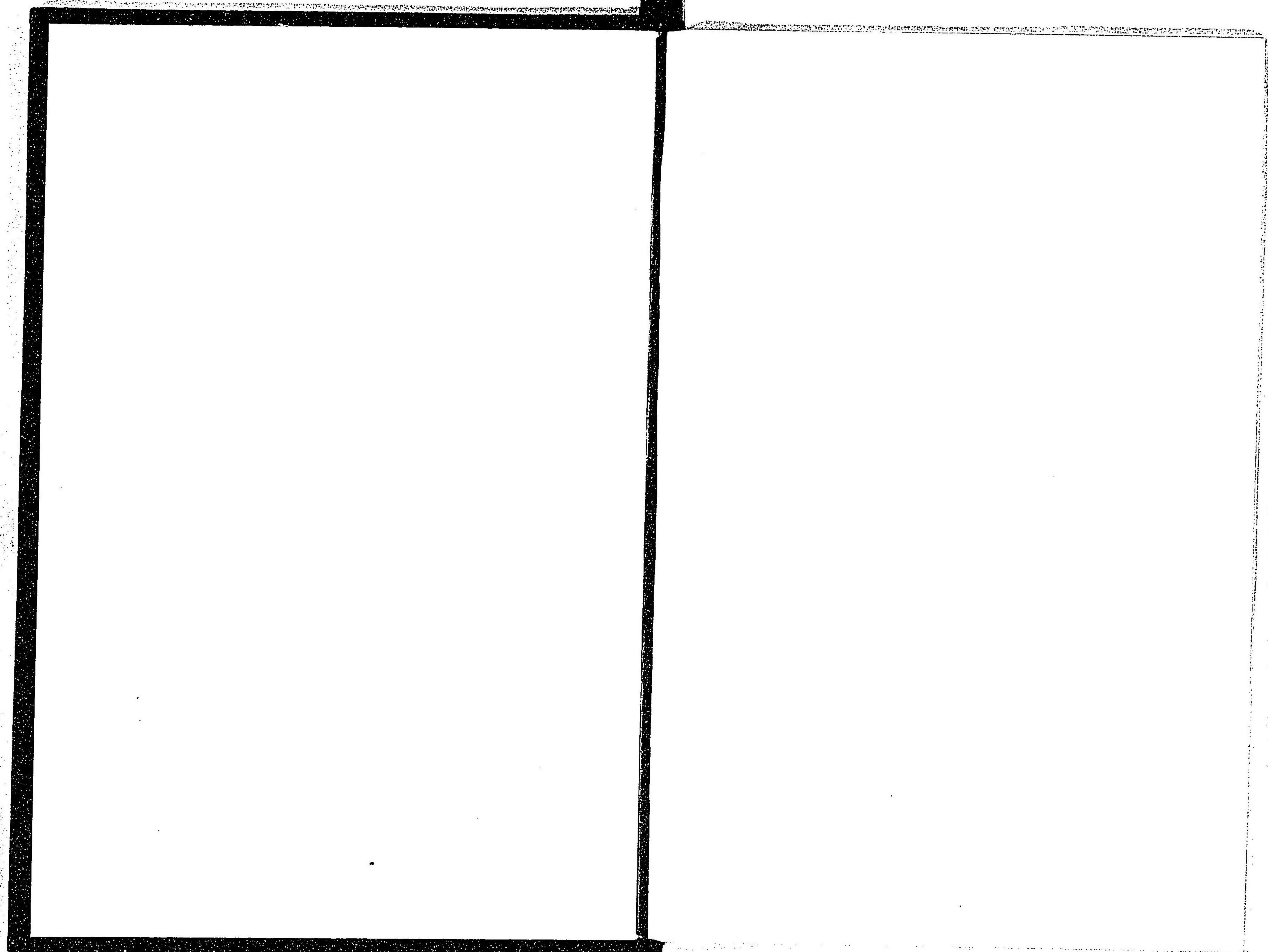
編輯者 村田誠治
神戸市楠町六丁目二百八十一番邸
 朽木縣士族

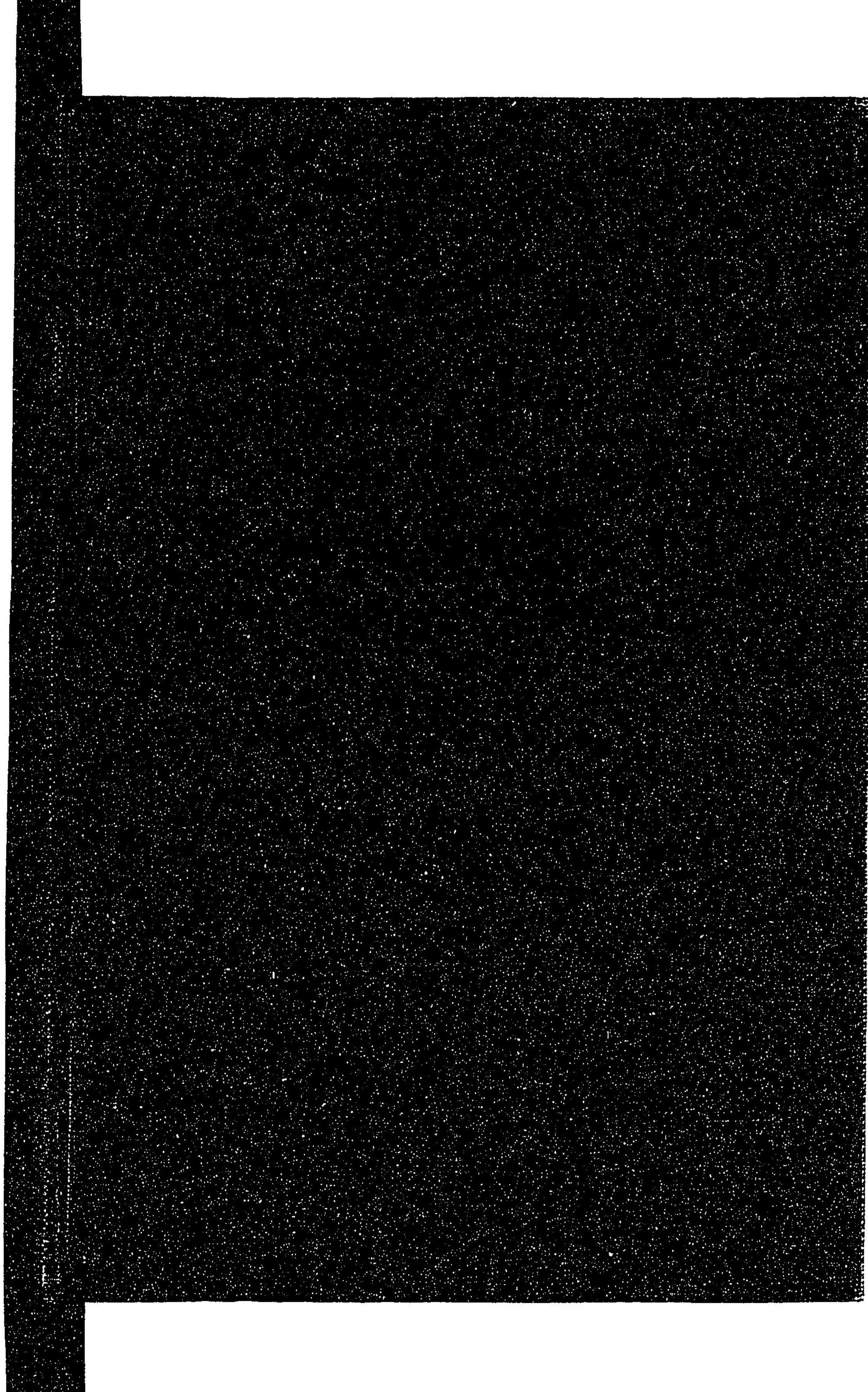
印刷者 金子久太郎
神戸市湊町二丁目百七十六番邸
 兵庫縣平民

印刷所 金子印刷所
神戸市湊町二丁目百七十六番邸

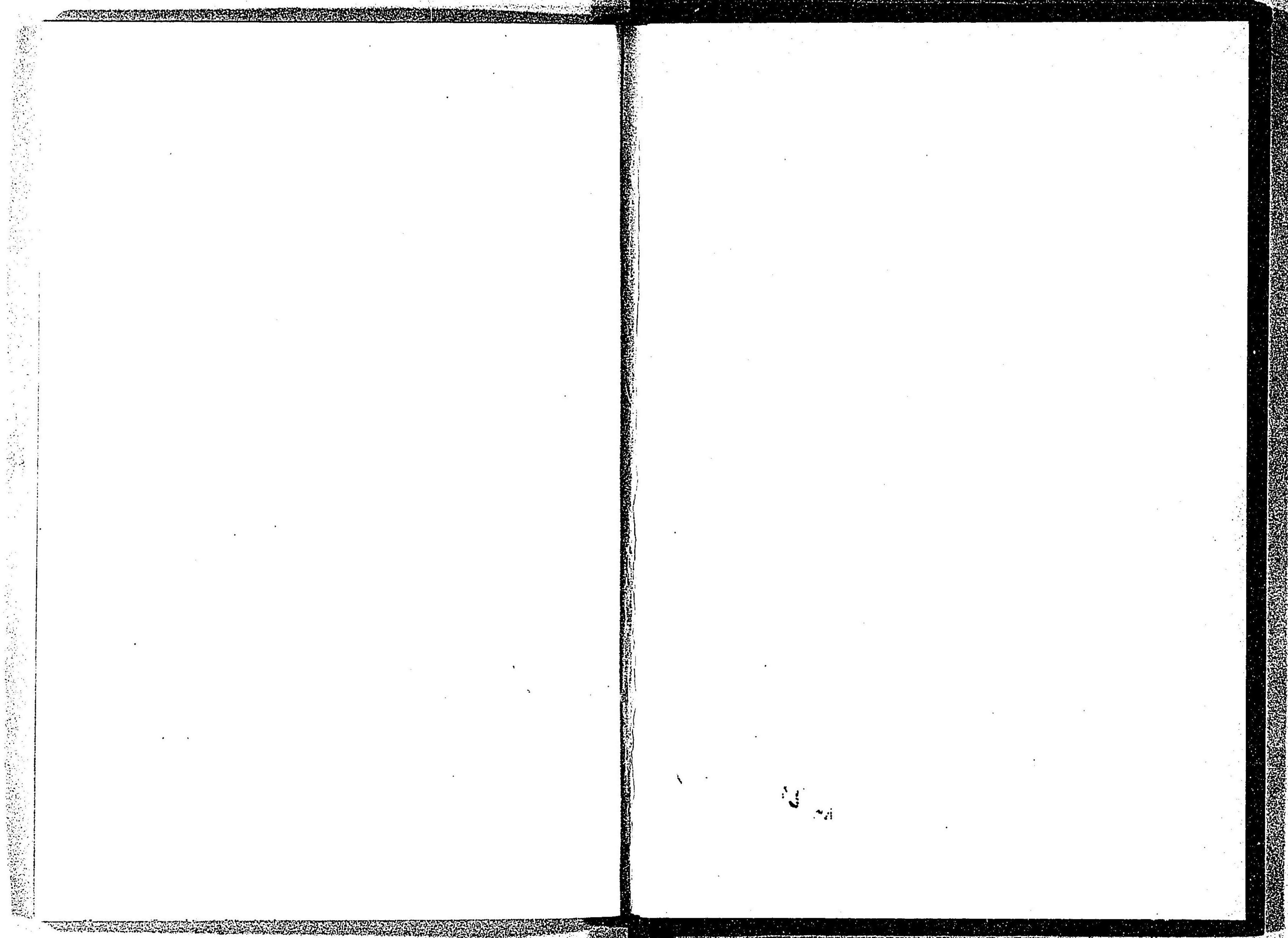
10p 89



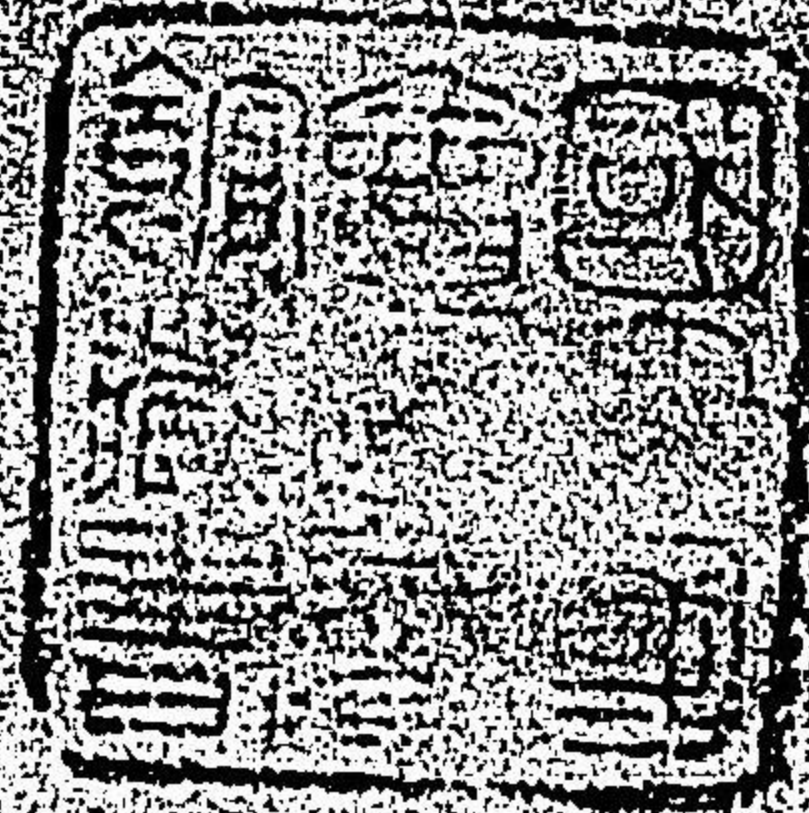




216.4
M972.2



10p-89



225504